

第4期
江南市介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画（案）

平成21年1月

目次

第1章 計画の策定にあたって	07
1 計画の趣旨	07
(1) 法令等の根拠	07
(2) 策定の背景及び目的	08
(3) 基本理念	09
2 計画の期間	11
3 計画の点検	11
4 計画の構成	12
第2章 高齢者等の現状	13
1 高齢者人口の推移	13
2 被保険者数の推移	15
3 要介護認定者数の推移	16
第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状	19
1 介護保険サービスの現状	19
(1) 居宅サービス	19
(2) 地域密着型サービス	34
(3) 施設サービス	37
(4) 保険給付費の状況	38
(5) サービス提供事業者	40
2 地域支援事業の現状	
(1) 介護予防事業	41
(2) 包括的支援事業	41
(3) 任意事業	41

3	福祉サービスの現状	42
(1)	在宅福祉サービス	42
(2)	施設福祉サービス	52
第4章	計画の基本指標	54
1	推計人口	54
2	推計要介護認定者数	56
(1)	要介護認定者の推計	56
3	日常生活圏域	70
(1)	日常生活圏域の状況	70
第5章	介護保険対象サービスの必要量の見込	71
1	介護保険事業の実施方針	71
2	サービス利用者数の見込	73
(1)	居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数	73
(2)	居宅サービス利用者数	74
3	サービスの利用意向	75
4	介護予防サービスの必要量の見込	76
(1)	介護予防居宅サービス	76
(2)	地域密着型介護予防サービス	82
5	介護サービスの必要量の見込	83
(1)	介護居宅サービス	83
(2)	地域密着型サービス	87
(3)	施設サービス	90
第6章	地域支援事業	94
1	地域支援事業の実施方針	94
2	介護予防事業	96
(1)	特定高齢者施策	96
(2)	一般高齢者施策	98

3	包括的支援事業	99
	(1) 地域包括支援センター	99
	(2) 支援事業	99
	(3) 地域包括支援センター等運営協議会	100
4	任意事業	101
	(1) 家族介護支援事業	101
	(2) その他事業	101
5	保健、医療、福祉との連携	102

第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策 103

1	居宅サービス見込量の確保策	103
2	地域密着型サービス見込量の確保策	103
3	施設サービス見込量の確保策	103
4	地域支援事業見込量の確保策	104
5	サービスを提供する人材の確保	104
6	サービス利用を容易にするための方策	105
	(1) 居宅介護支援事業者の参入促進	105
	(2) 事業者間の連携への支援	105
	(3) 相談体制、情報提供の充実	106
	(4) 広報の充実	107
	(5) サービス利用者への支援	107
7	サービスの質の確保・向上への取組	108
8	地域密着型サービスの適正運営	108

第8章 介護保険事業費の見込 109

1	サービス費用の見込額	109
2	保険給付費の見込額	114
3	地域支援事業費の見込額	115
4	介護保険の財政	116
	(1) 保険給付費	116
	(2) 地域支援事業費	117

5	第1号被保険者の保険料	118
	(1) 保険料基準月額	118
	(2) 保険料の納め方	119
	(3) 保険料の減免	119
第9章 保健・福祉事業の推進		120
1	保健・福祉事業の実施方針	120
2	福祉サービス	122
	(1) 在宅福祉サービス	122
	(2) 施設福祉サービス	124
3	保健事業	124
4	サービス利用を容易にするための方策	125
	(1) サービスを提供する人材の確保	125
	(2) 相談体制、情報提供の充実	125
	(3) 市民組織等の活用	126
5	保健、医療、福祉の連携	126
	(1) 地域包括支援ネットワークにおける連携	126
	(2) 高齢者虐待ネットワークにおける連携	127
	(3) 医療機関、薬局との連携	127
	(4) 保健所との連携	127
	(5) 介護サービス計画作成における保健、医療、福祉の連携	127
	(6) その他関係機関との連携	128
6	関係団体との連携	128
	(1) 社会福祉協議会	128
	(2) 民間サービス事業者	128
	(3) 福祉ボランティア団体、市民組織、区・町内会	129
	(4) 老人クラブ	129
	(5) 民生委員	129

第 10 章 高齢者の生きがいづくりの推進	130
1 生きがい対策事業の推進	130
(1) 老人クラブ	130
(2) 高齢者教室	131
(3) 高齢者のスポーツ活動	132
(4) 生きがい対策推進事業の充実	133
(5) 高齢者の活動、憩いの場の確保	134
2 就労対策の推進	135
(1) 再就職と雇用対策	135
(2) 生きがい就労（シルバー人材センター）への支援	136
第 11 章 だれもが暮らしやすいまちづくり	137
1 住環境づくり	137
2 地域環境の整備	138
(1) 地域コミュニティの形成	138
(2) 高齢者の住みよいまちづくり	139
(3) 防犯、防火対策	140
(4) 防災対策	141

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

(1) 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法 第 116 条に「厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。」とあり、第 117 条の「市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、江南市における高齢者の現状や背景をふまえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものです。

また、高齢者福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づいて策定するものですが、介護保険事業との整合を図る必要があることから介護保険事業計画にあわせて一定の見直しを行うものです。

このため本計画は、介護保険事業と高齢者に関する福祉事業等を始めとする総合的な施策の内容を定めるもので、各年度における介護給付や予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の必要量や費用額の見込、その見込量確保のための方策に関する事項など、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。また、生活支援施策、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が安心して暮らせる地域環境をつくるために必要な事項を定めます。

(2) 策定の背景及び目的

介護保険制度はスタートして9年が経過しました。平成18年度に制度改正があり、高齢者の介護を社会が支える仕組みとして、着実に定着してきました。

また、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として予防給付や地域支援事業を始めとした「予防重視型システムへの転換」が図られ、施設給付の見直しや地域包括支援センターを設置し、「地域での生活を重視したサービス体系の確立」、ケアマネジメントの「サービスの質の確保、向上」の推進を目指してきました。

団塊の世代が高齢期を迎える中で、医療制度改革により、高齢者医療制度の見直しや、健診実施方法の見直し、療養病床の再編が進められてきました。

愛知県においては、「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、高齢者施策を始め総合的な福祉施策が図られ、さらに療養型医療病床の再編を受け「愛知県地域ケア整備構想」が策定され、地域ケアの充実に取り組んでいるところです。

そこで、こうした社会的な変化を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、現行計画の達成状況や課題等を踏まえるとともに、高齢社会における介護保険制度の円滑な推進を図るための施策と併せ、高齢者福祉施策の見直しを行い、第4期計画を策定します。

(3) 基本理念

① 介護保険及び高齢者福祉に対する4つの理念

健やかで安心して老後を送れる地域社会をつくるためには、市民、民間の事業者、行政が協力して、地域の需要に応じた介護サービス基盤や福祉サービスなどを充実していく必要があります。そこで、以下の4つの理念に基づき介護保険及び高齢者福祉事業を総合的に進めます。

基本理念1 介護不安のない老後生活の実現

たとえ介護が必要な状態となっても、多くの高齢者は住み慣れた地域の中で、在宅での生活を希望しています。しかし、高齢化や核家族化の進行などにより、高齢者をとりまく環境は急速に変化しています。このような状況のなかで、高齢者一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、介護保険制度の効率的な活用を促進する必要があります。また、高齢者の生きがいつくりや地域活動への支援、住みよい住環境の整備など、高齢者が安心してより快適な生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活をとりまくあらゆる環境を視野に入れた施策を展開していきます。

基本理念2 利用者本位の介護サービス供給体制づくり

介護保険制度では、利用者一人ひとりの判断・選択に応じたサービス提供を基本としています。もし介護が必要となったときに、迅速で的確な介護サービスが受けられるよう、各関係機関との連携のもと、利用者本位のサービス供給体制のさらなる整備に努めます。

また、サービス利用者の立場で介護サービス計画を作成するよう、事業者への支援、指導を行うとともに、介護保険に関する苦情については、県などが中心になって対応していますが、利用者保護の観点から、市民の福祉に責任をもつ市も事業者の指導に参画し、責任をもって制度を支えています。

基本理念3 市民・地域が一体となった福祉社会の実現

利用者本位の介護サービスを実現するためには、その担い手となる事業者の確保が重要であり、利用者が必要とする介護サービスが供給できるよう、積極的に介護サービス事業者の参入を呼びかけていきます。

また、健康な高齢者、介護が必要な高齢者に対して、保健、福祉サービスを実施していくことが必要であり、引き続き独自に各種のサービスを供給していきます。

さらに、地域福祉を支える民生委員を始めとする市民との連携を図っていくとともに、高齢者を敬愛し相互に助け合うあたたかい地域社会づくりに向けて、市民意識の高揚を図ります。

基本理念4 介護予防、生活支援への体制づくり

多くの市民が元気で充実した高齢期を過ごすことができるようにするために、誰もができる限り長く健康を保ちながら、生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくりが求められています。

そのため、市は地域支援事業や、保健、医療、福祉に関するサービスを通して介護予防に努めるとともに、市民一人ひとりが自覚をもって、乳幼児期、学童期及び青年期、壮年期における健康の保持増進、さらには中年期から高年期における健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。

さらに、高齢者を抱える家庭や地域など市民とともに協力しながら、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりをなくしたり、虚弱な高齢者がねたきりの状態となることをできる限りなくし、豊かで健やかな生活が営めるよう、生活支援を充実していきます。

また、高齢者をはじめ誰もが住みやすいまちづくりに向けて、市民の理解と参加のもと、道路、公園だけでなく民間施設などの整備においてバリアフリー化を推進するなど、総合的な福祉環境の向上を進めます。

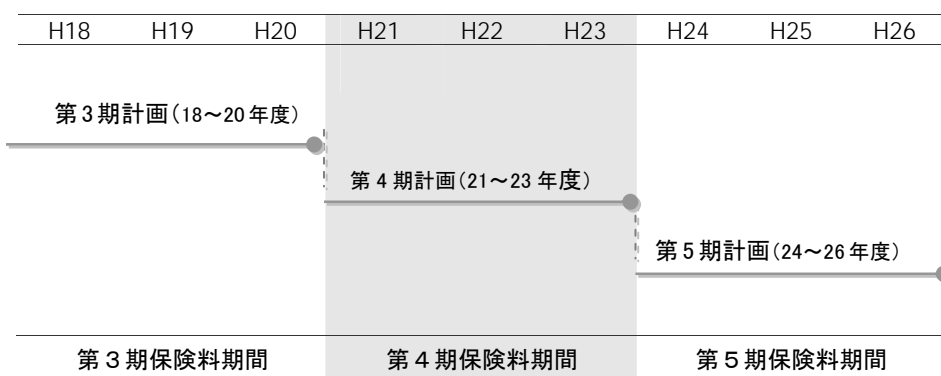
② 江南市戦略計画の基本構想等との調和

本計画は江南市戦略計画の基本構想や健康日本 21 こうなん計画と調和のとれた内容のものとしします。また、介護保険事業計画と高齢者福祉計画は一体のものとして策定します。そして、愛知県高齢者福祉計画（老人福祉計画、介護保険事業計画）、愛知県医療圏保健医療計画、健康日本 21 あいち計画、愛知県地域ケア体制構想など広域的な計画との整合について配慮します。

2 計画の期間

「第 4 期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」は、3 年間で 1 期とする計画として策定します。

本計画は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で計画期間としています。

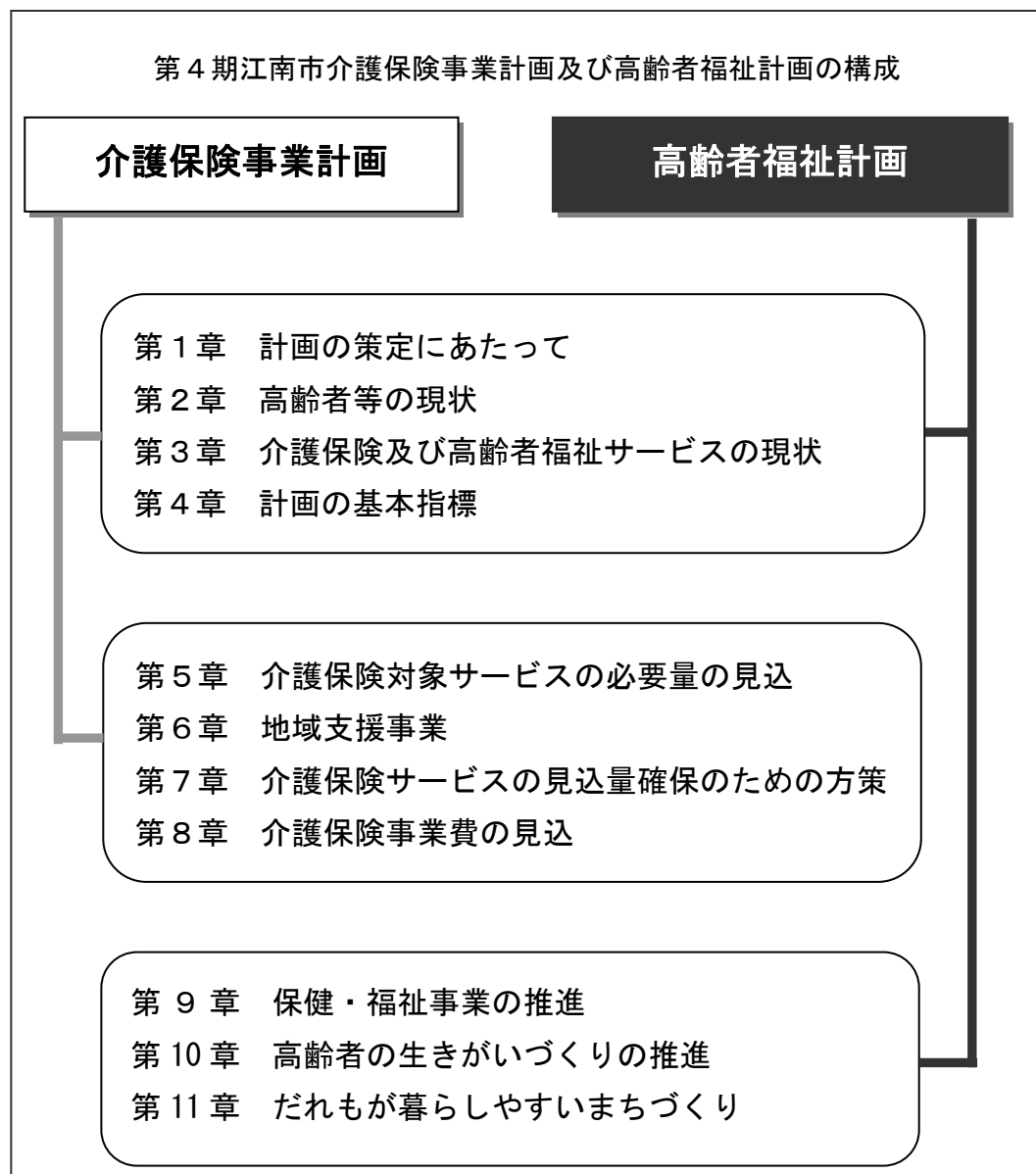


3 計画の点検

介護保険事業の運営状況や高齢者福祉事業の実施状況の定期的な把握に努めるとともに、本計画の実効性を確保するため、市は事業推進状況等を江南市高齢者総合対策懇談会へ諮り、点検・評価を行います。

4 計画の構成

本計画は、第1章から第4章については介護保険事業計画と高齢者福祉計画との共通内容とし、第5章から第8章は介護保険事業計画に関する内容で、第9章から第11章は高齢者福祉計画に関する内容で構成します。



第2章 高齢者等の現状

1 高齢者人口の推移

高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）の推移についてみてみると、平成16年では高齢化率が16.8%であるのに対し、平成20年では19.9%と増加しています。

表：高齢者人口の推移 (単位：人)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	100,226 (100.0%)	100,409 (100.0%)	100,956 (100.0%)	101,368 (100.0%)	101,774 (100.0%)
40歳～64歳	34,288 (34.2%)	34,309 (34.2%)	34,121 (33.8%)	33,712 (33.3%)	33,576 (33.0%)
65歳以上人口	16,809 (16.8%)	17,473 (17.4%)	18,344 (18.2%)	19,323 (19.1%)	20,218 (19.9%)
前期高齢者	10,253 (10.2%)	10,600 (10.6%)	11,103 (11.0%)	11,749 (11.6%)	12,241 (12.0%)
後期高齢者	6,556 (6.5%)	6,873 (6.8%)	7,241 (7.2%)	7,574 (7.5%)	7,977 (7.8%)

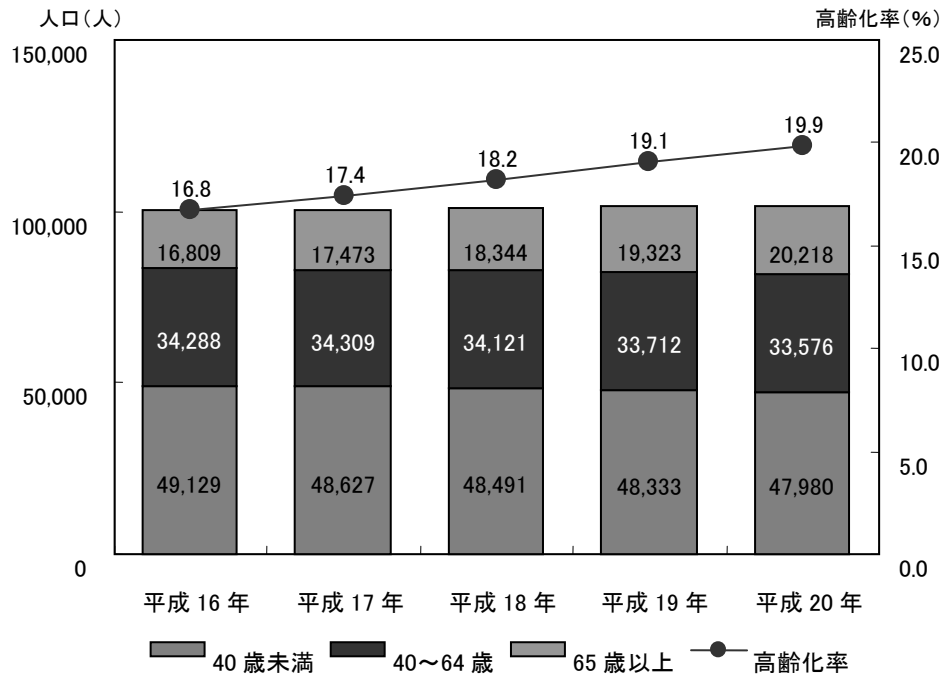
資料：各年3月末現在の住民基本台帳等による人口です
注) 下段(%)は構成比を示します。

表：高齢化率の推移 (単位：%)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
高齢化率	全国	18.8	19.8	19.7	20.3	21.0
	愛知県	16.1	16.8	17.6	18.2	18.8
	江南市	16.8	17.4	18.2	19.1	19.9

資料：江南市は「住民基本台帳」、国、県は総務省「住民基本台帳人口要覧」
(各年3月末現在)

図：人口及び高齢化率の推移



2 被保険者数の推移

本市における65歳以上の第1号被保険者は平成15年度では16,791人であったものが、平成19年度では20,151人となっており、3,360人増加しています。

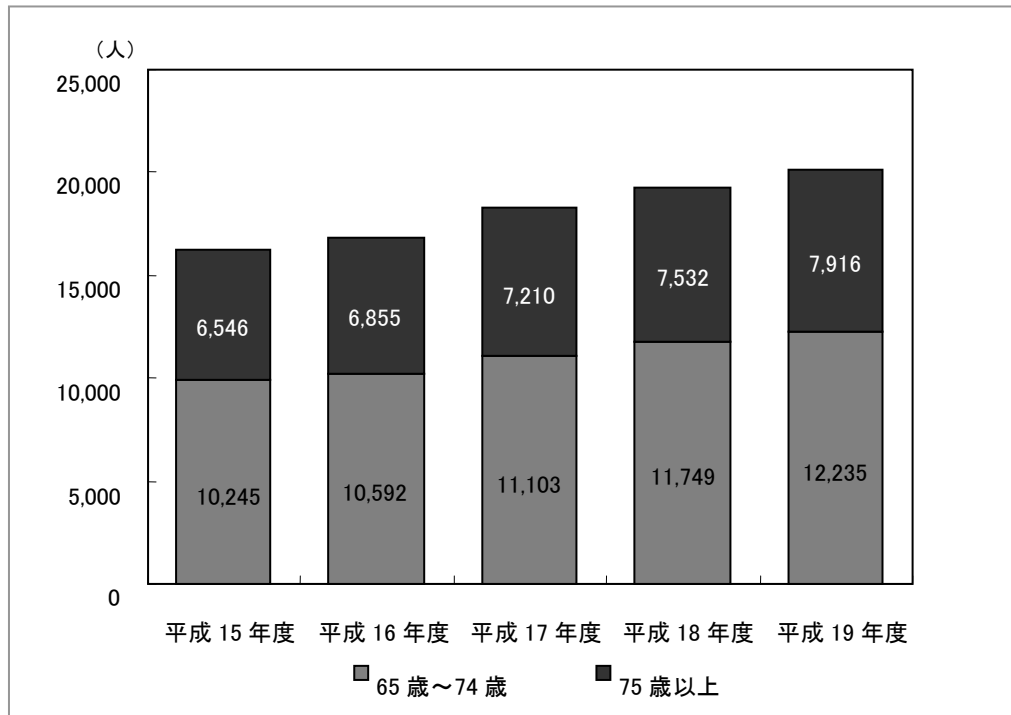
表：第1号被保険者数の推移

(単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
65歳～74歳	10,245 61.0%	10,592 60.7%	11,103 60.6%	11,749 60.9%	12,235 60.7%
75歳以上	6,546 39.0%	6,855 39.3%	7,210 39.4%	7,532 39.1%	7,916 39.3%
(再掲)住所地 特例被保険者	34 0.2%	35 0.2%	38 0.2%	45 0.2%	49 0.2%
計	16,791 100.0%	17,447 100.0%	18,313 100.0%	19,281 100.0%	20,151 100.0%

資料：各年度3月末現在
注) 下段(%)は構成比を示します。

図：被保険者数の推移



3 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、平成19年度2月末現在では2,575人となっています。

平成18年度から導入された、要介護区分の一次判定で「要介護1相当」により、要支援者が多くなっています。

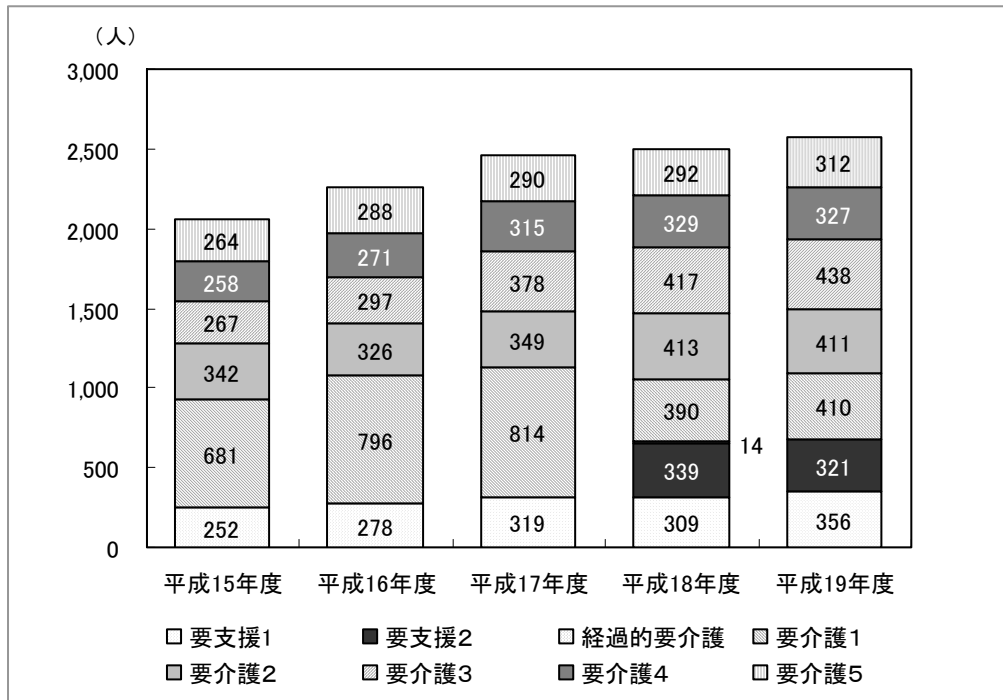
表：要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	比較 (H19/H15)
要支援 1	252 12.2%	278 12.3%	319 12.9%	309 12.4%	356 13.8%	141.3 %
要支援 2				339 13.5%	321 12.5%	
経過的要介護				14 0.6%	0 0.0%	
要介護 1	681 33.0%	796 35.3%	814 33.0%	390 15.6%	410 15.9%	60.2%
要介護 2	342 16.6%	326 14.5%	349 14.2%	413 16.5%	411 16.0%	120.2 %
要介護 3	267 12.9%	297 13.2%	378 15.3%	417 16.7%	438 17.0%	164.0 %
要介護 4	258 12.5%	271 12.0%	315 12.8%	329 13.1%	327 12.7%	126.7 %
要介護 5	264 12.8%	288 12.8%	290 11.8%	292 11.7%	312 12.1%	118.2 %
計	2,064 100.0 %	2,256 100.0 %	2,465 100.0 %	2,503 100.0 %	2,575 100.0 %	124.8 %

資料：各年度2月末現在
注) 下段(%)は構成比を示します。

図：要介護度別認定者数の推移



第1号、第2号被保険者別要介護認定者数は、平成19年度では第1号被保険者が2,443人、第2号被保険者が132人となっています。

表：第1号、第2号被保険者別要介護度別認定者数

(単位：人)

区 分		要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 15 年度	第1号 被保険者	246	/		643	311	250	246	251	1,947
	第2号 被保険者	6			38	31	17	12	13	117
	計	252			681	342	267	258	264	2,064
平成 16 年度	第1号 被保険者	272	/		747	306	283	256	269	2,133
	第2号 被保険者	6			49	20	14	15	19	123
	計	278			796	326	297	271	288	2,256
平成 17 年度	第1号 被保険者	310	/		776	320	356	300	273	2,335
	第2号 被保険者	9			38	29	22	15	17	130
	計	319			814	349	378	315	290	2,465
平成 18 年度	第1号 被保険者	301	326	14	369	380	395	312	276	2,373
	第2号 被保険者	8	13	0	21	33	22	17	16	130
	計	309	339	14	390	413	417	329	292	2,503
平成 19 年度	第1号 被保険者	341	308	0	390	382	416	307	299	2,443
	第2号 被保険者	15	13	0	20	29	22	20	13	132
	計	356	321	0	410	411	438	327	312	2,575

資料：各年度2月末現在

第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状

1 介護保険サービスの現状

(1) 居宅サービス

平成19年度の居宅サービス利用者数は1,499人となっており、平成15年度からの推移をみると、年々増加傾向にあり、平成19年度までに289人(123.9%)増加しています。

要介護度別の傾向でみると、いずれの要介護度においても増加しており、なかでも要介護3(184.6%)で大幅に増加しています。

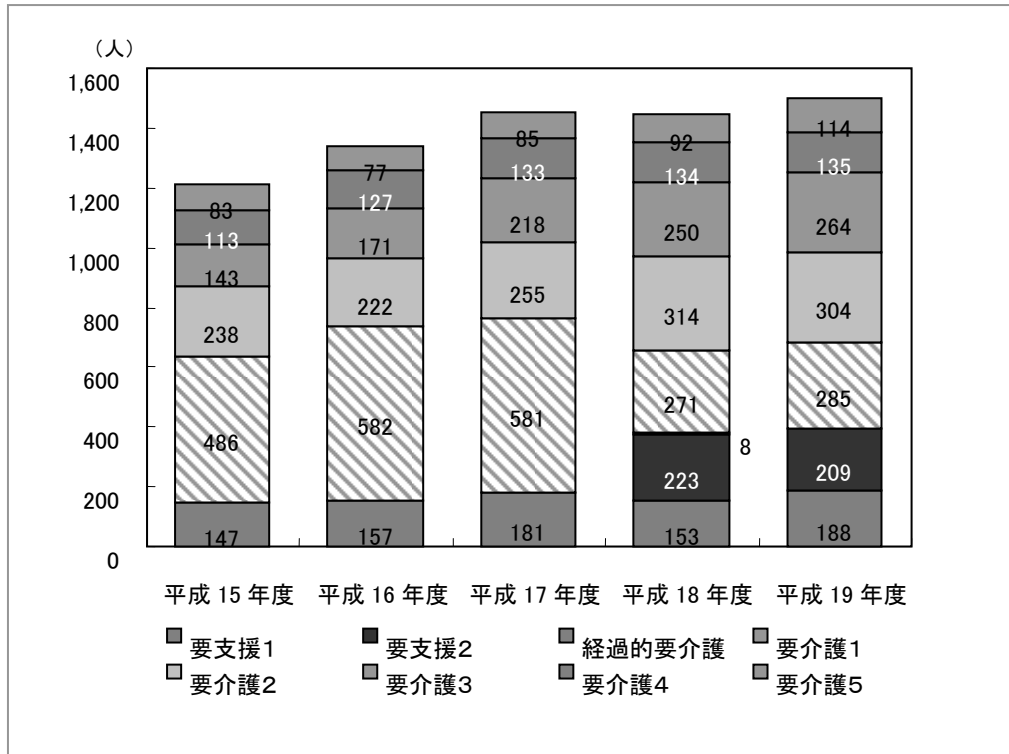
表：要介護度別居宅サービス利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	比較 (H19/H15)
要支援1	147	157	181	153	188	127.9%
要支援2				223	209	
経過的要介護				8	0	
要介護1	486	582	581	271	285	101.6%
要介護2	238	222	255	314	304	127.7%
要介護3	143	171	218	250	264	184.6%
要介護4	113	127	133	134	135	119.5%
要介護5	83	77	85	92	114	137.3%
計	1,210	1,336	1,453	1,445	1,499	123.9%

資料：各年度2月末現在

図：居宅サービス利用者数の推移



表：要介護度別居宅サービス利用者割合の推移

(単位：%)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要支援1	58.3	56.5	56.7	49.5	52.8
要支援2				65.8	65.1
経過的要介護				57.1	0.0
要介護1	71.4	73.1	71.4	69.5	69.5
要介護2	69.6	68.1	73.1	76.0	74.0
要介護3	53.6	57.6	57.7	60.0	60.3
要介護4	43.8	46.9	42.2	40.7	41.3
要介護5	31.4	26.7	29.3	31.5	36.5
計	58.6	59.2	58.9	57.7	58.2

注) 居宅サービス利用者割合は、居宅サービス利用者÷認定者数×100で算出しています。

①訪問介護（介護予防訪問介護）

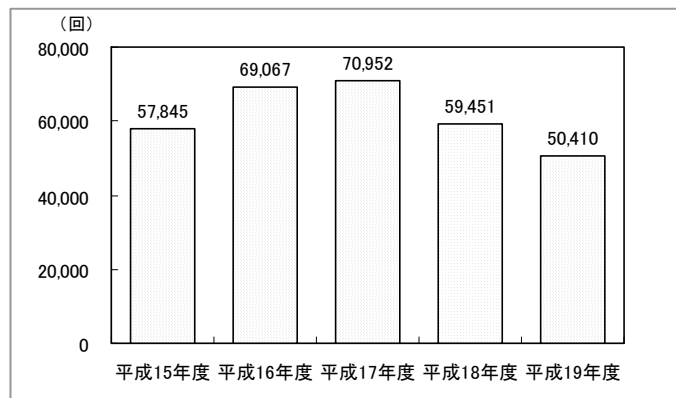
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して食事、入浴、排泄などの介護や身のまわりのお世話をします。

表：訪問介護の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間利用回数（回）	57,845	69,067	70,952	59,451	50,410
2月利用人数（人）	438	513	456	346	239

※平成15～17年度は要支援者を含む

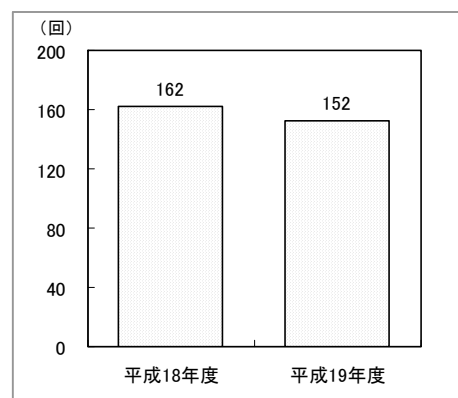
図：訪問介護の実施状況



表：介護予防訪問介護の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
2月利用人数（人）	162	152

図：介護予防訪問介護の実施状況



②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

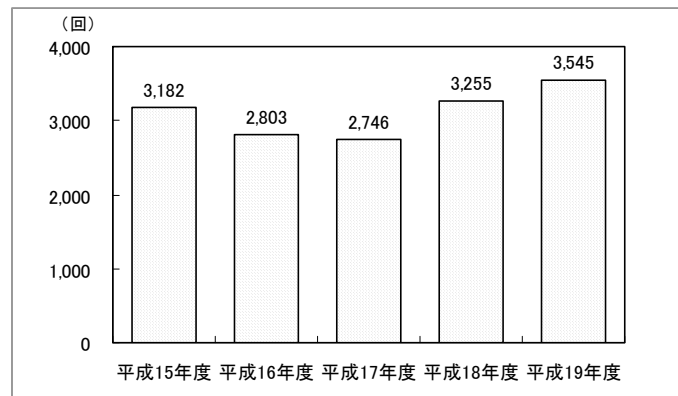
移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

表：訪問入浴介護の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間利用回数（回）	3,182	2,803	2,746	3,255	3,545
2 月利用人数（人）	56	45	50	61	53

※平成 15～17 年度は要支援者を含む

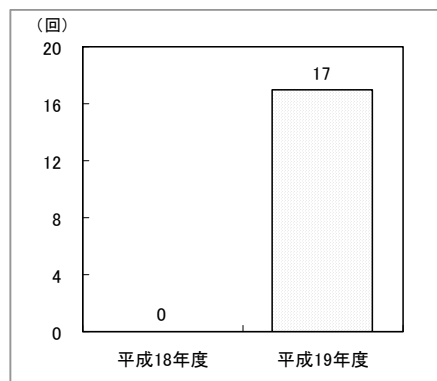
図：訪問入浴介護の実施状況



表：介護予防訪問入浴介護の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
年間利用回数（回）	0	17
2 月利用人数（人）	0	0

図：介護予防訪問介護の実施状況



③訪問看護（介護予防訪問看護）

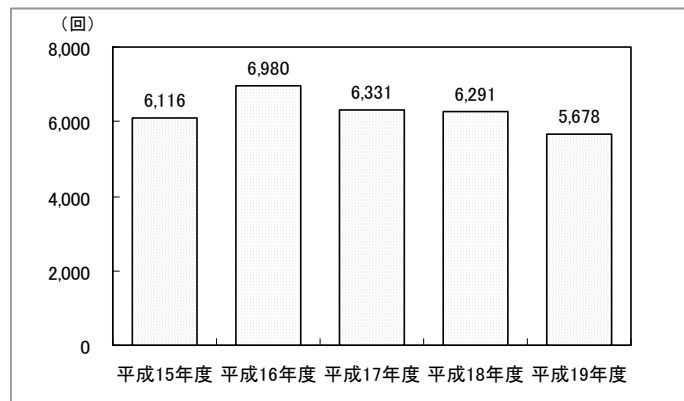
看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。

表：訪問看護の実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	6,116	6,980	6,331	6,291	5,678
2月利用人数（人）	101	98	89	75	75

※平成15～17年度は要支援者を含む

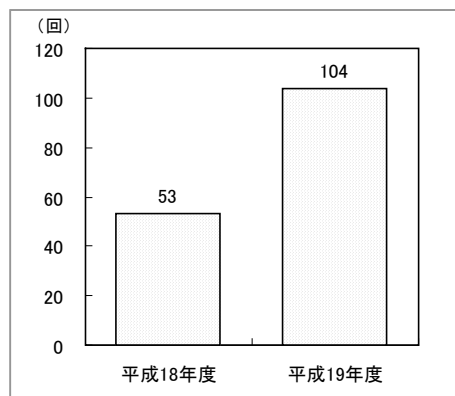
図：訪問看護の実施状況



表：介護予防訪問看護の実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	53	104
2月利用人数（人）	2	1

図：介護予防訪問看護の実施状況



④訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

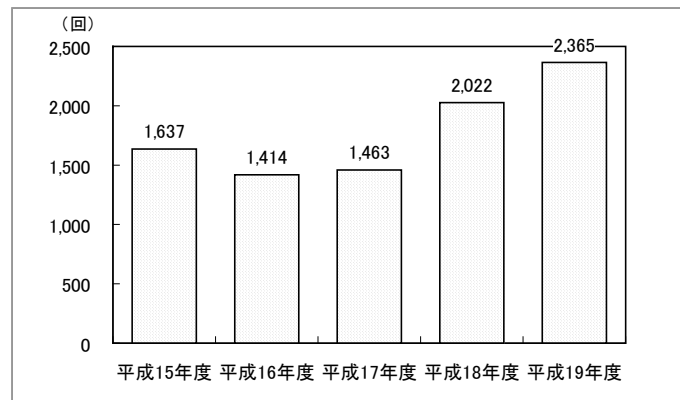
理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。

表：訪問リハビリテーションの実施状況

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	1,637	1,414	1,463	2,022	2,365
2月利用人数（人）	30	23	30	32	34

※平成15～17年度は要支援者を含む

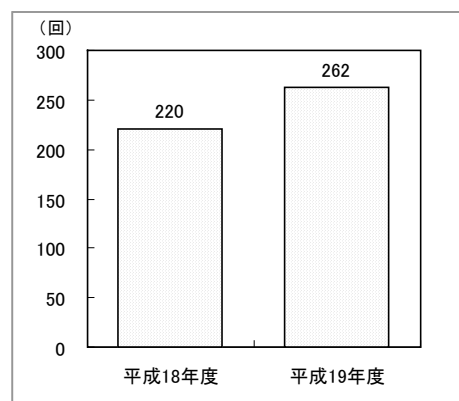
図：訪問リハビリテーションの実施状況



表：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況

区分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	220	262
2月利用人数（人）	6	3

図：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況



⑤通所介護（介護予防通所介護）

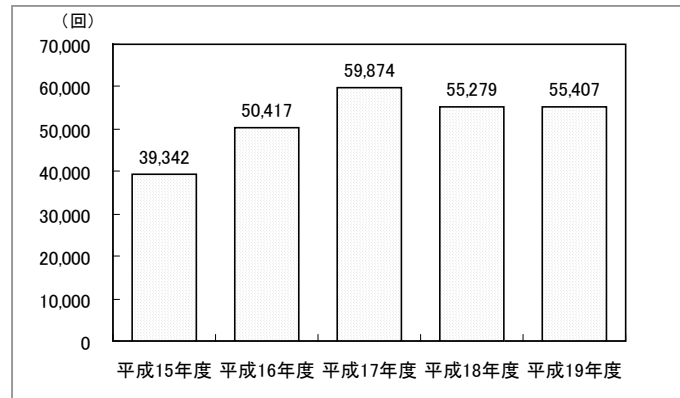
デイサービスセンターなどへ通い、入浴、食事の介護などを行います。

表：通所介護の実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	39,342	50,417	59,874	55,279	55,407
2月利用人数（人）	387	507	498	443	467

※平成15～17年度は要支援者を含む

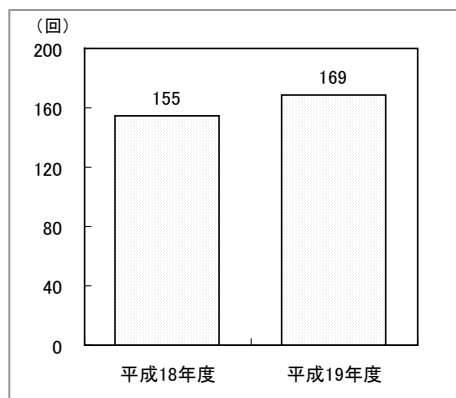
図：通所介護の実施状況



表：介護予防通所介護の実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
2月利用人数（人）	155	169

図：介護予防通所介護の実施状況



⑥通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

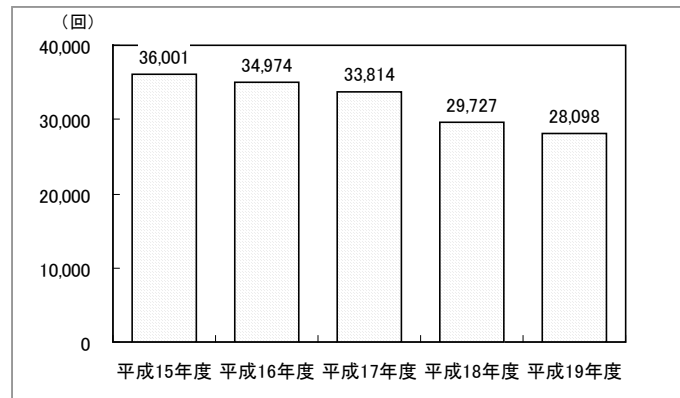
介護老人保健施設などの通所者に入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。

表：通所リハビリテーションの実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	36,001	34,974	33,814	29,727	28,098
2月利用人数（人）	331	289	270	230	239

※平成15～17年度は要支援者を含む

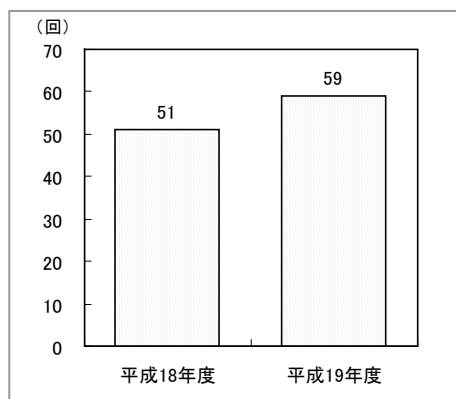
図：通所リハビリテーションの実施状況



表：介護予防通所リハビリテーションの実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
2月利用人数（人）	51	59

図：介護予防通所リハビリテーションの実施状況



⑦短期入所サービス（介護予防短期入所サービス）

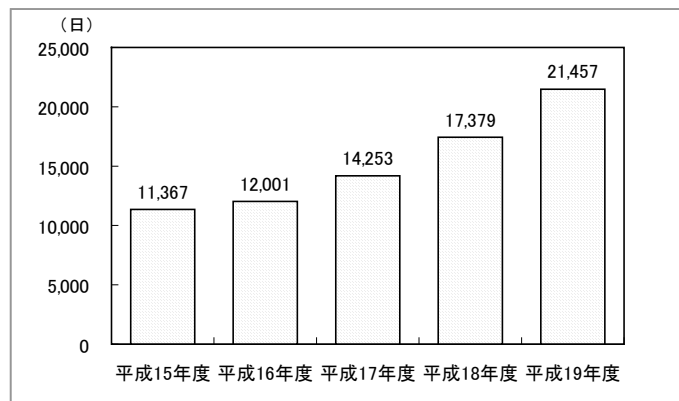
介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの短期間入所者に介護や日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

表：短期入所サービスの実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用回数（回）	11,367	12,001	14,253	17,379	21,457
2月利用人数（人）	125	142	156	165	201

※平成15～17年度は要支援者を含む

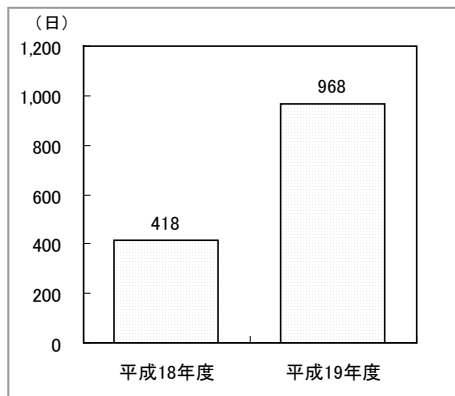
図：短期入所サービスの実施状況



表：介護予防短期入所サービスの実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用日数（日）	418	968
2月利用人数（人）	12	20

図：介護予防短期入所サービスの実施状況



⑧福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

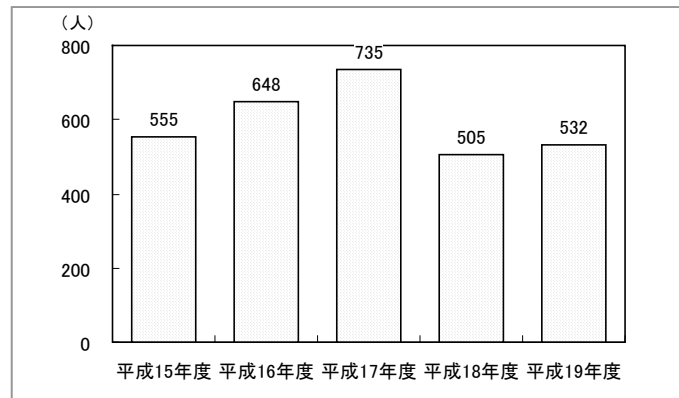
車いす、特殊寝台などを貸与します。

表：福祉用具貸与の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2月利用人数（人）	555	648	735	505	532

※平成 15～17 年度は要支援者を含む

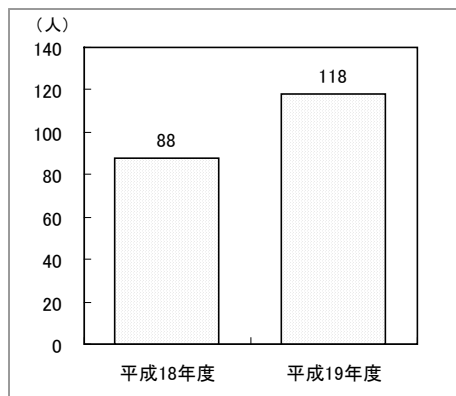
図：福祉用具貸与の実施状況



表：介護予防福祉用具貸与の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
2月利用人数（人）	88	118

図：介護予防福祉用具貸与の実施状況



⑨居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

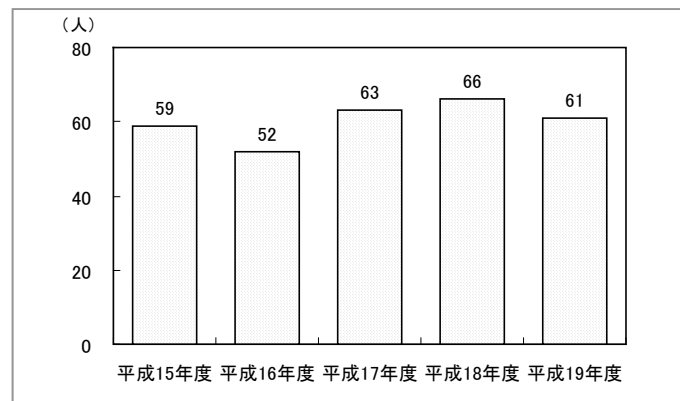
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

表：居宅療養管理指導の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2月利用人数（人）	59	52	63	66	61

※平成15～17年度は要支援者を含む

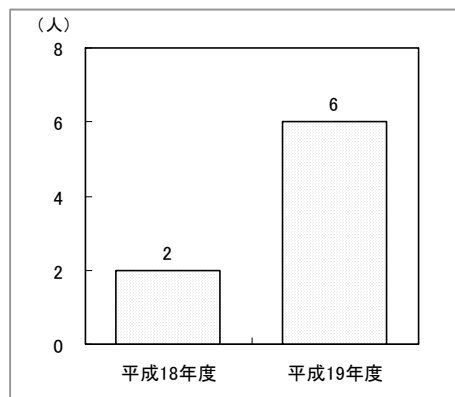
図：居宅療養管理指導の実施状況



表：介護予防居宅療養管理指導の実施状況

区分	平成18年度	平成19年度
2月利用人数（人）	2	6

図：介護予防居宅療養管理指導の実施状況



⑩居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）

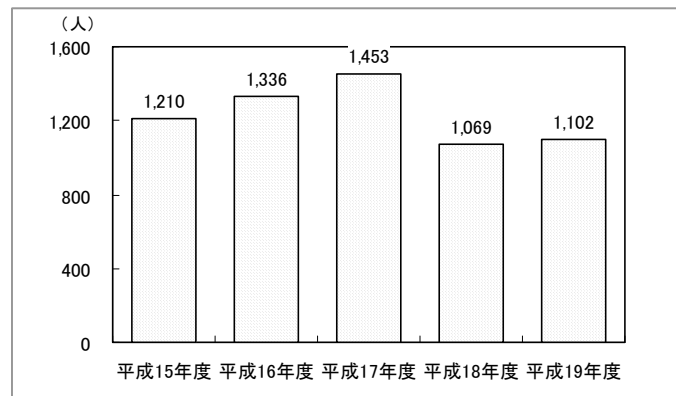
ケアマネジャーがケアプランを作成します。

表：居宅介護支援の実施状況

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
2月利用人数（人）	1,210	1,336	1,453	1,069	1,102

※平成 15～17年度は要支援者を含む

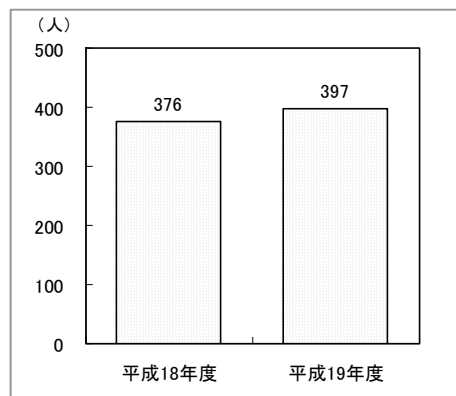
図：居宅介護支援の実施状況



表：介護予防居宅介護支援の実施状況

区分	平成 18年度	平成 19年度
2月利用人数（人）	376	397

図：介護予防居宅介護支援の実施状況



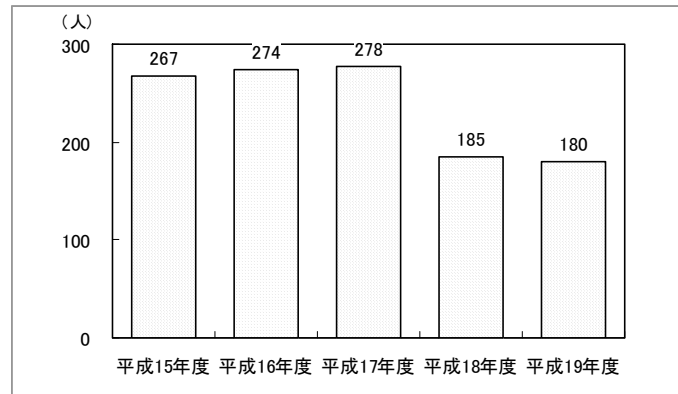
⑪特定福祉用具販売（介護予防特定福祉用具販売）

表：特定福祉用具販売の実施状況

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
年間利用件数（件）	267	274	278	185	180

※平成 15～17 年度は要支援者を含む

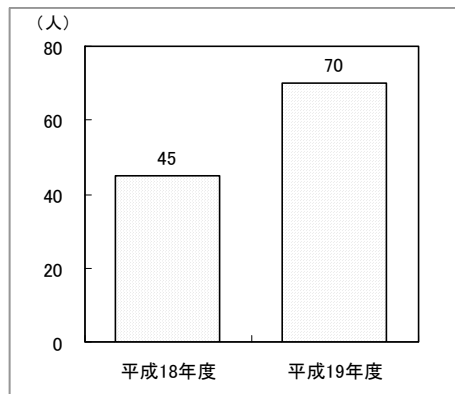
図：特定福祉用具販売の実施状況



表：介護予防特定福祉用具販売の実施状況

区分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用件数（件）	45	70

図：介護予防特定福祉用具販売の実施状況



⑫住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費の支給）

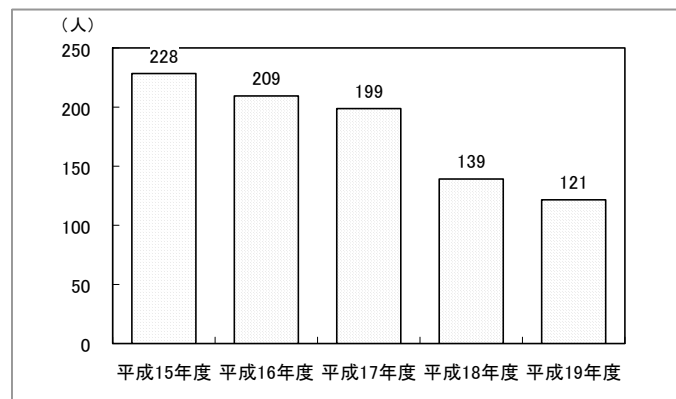
手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。

表：住宅改修費の支給の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間利用件数（件）	228	209	199	139	121

※平成 15～17 年度は要支援者を含む

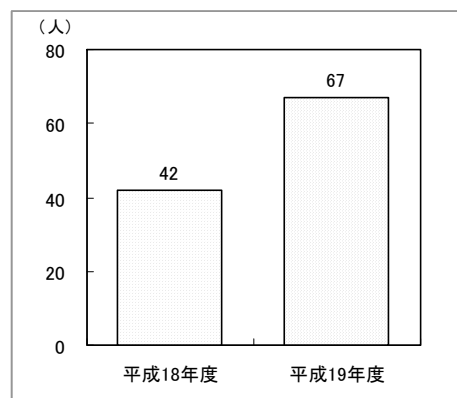
図：住宅改修費の支給の実施状況



表：介護予防住宅改修費の支給の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
年間利用件数（件）	42	67

図：介護予防住宅改修費の支給の実施状況



⑬特定施設入所者生活介護（介護予防特定施設入所者生活介護）

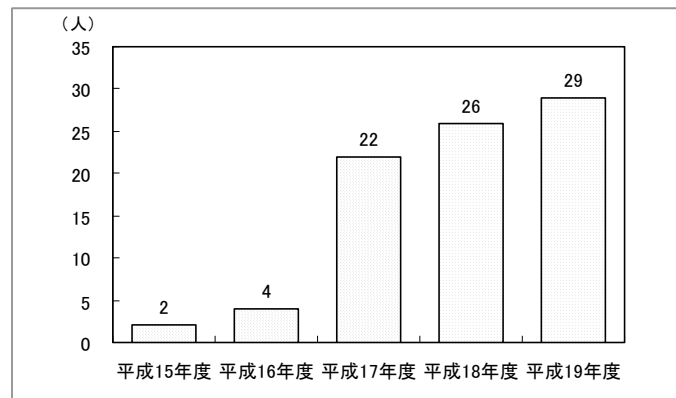
有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

表：特定施設入所者生活介護の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2月利用人数（人）	2	4	22	48	56

※平成15～17年度は要支援者を含む

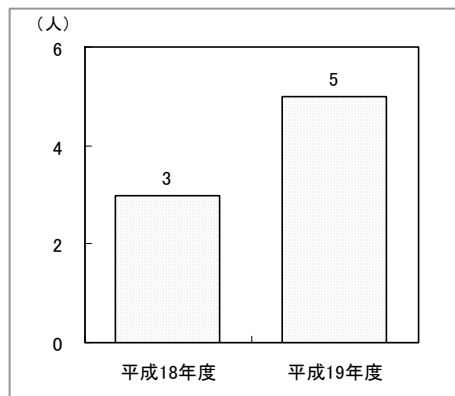
図：特定施設入所者生活介護の実施状況



表：介護予防特定施設入所者生活介護の実施状況

区分	平成18年度	平成19年度
2月利用人数（人）	3	5

図：介護予防特定施設入所者生活介護の実施状況



(2) 地域密着型サービス

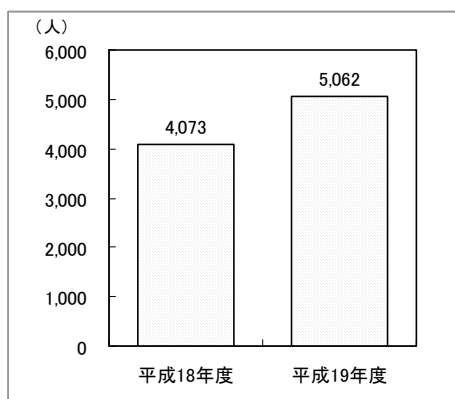
① 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

中程度の認知症状のある方が、施設へ通い、食事・入浴・排泄の援助や機能訓練などのサービスを行います。

表：認知症対応型通所介護の実施状況

区分	平成18年度	平成19年度
年間利用回数（回）	4,073	5,062
2月利用人数（人）	29	42

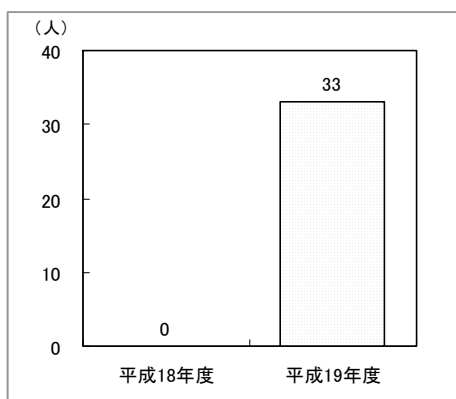
図：認知症対応型通所介護の実施状況



表：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況

区分	平成18年度	平成19年度
年間利用回数（回）	0	33

図：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況



②小規模多機能居宅介護（介護予防小規模多機能居宅介護）

当該事業所に登録した15人程度の方を対象に「通い」を中心として、
様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス
を行ないます。

表：小規模多機能居宅介護の実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用人数（人）	0	0

表：介護予防小規模多機能居宅介護の実施状況

区 分	平成 18年度	平成 19年度
年間利用人数（人）	0	0

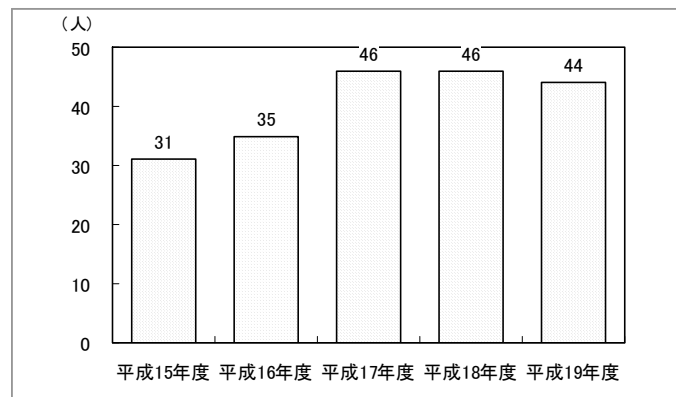
③認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

中程度の認知症がある方が、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。

表：認知症対応型共同生活介護の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2月利用人数（人）	31	35	46	46	44

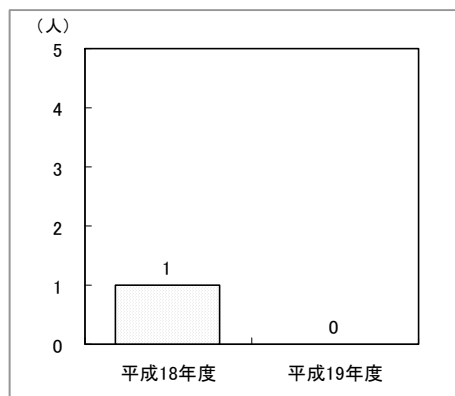
図：認知症対応型共同生活介護の実施状況



表：介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
2月利用人数（人）	1	0

図：介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況



(3) 施設サービス

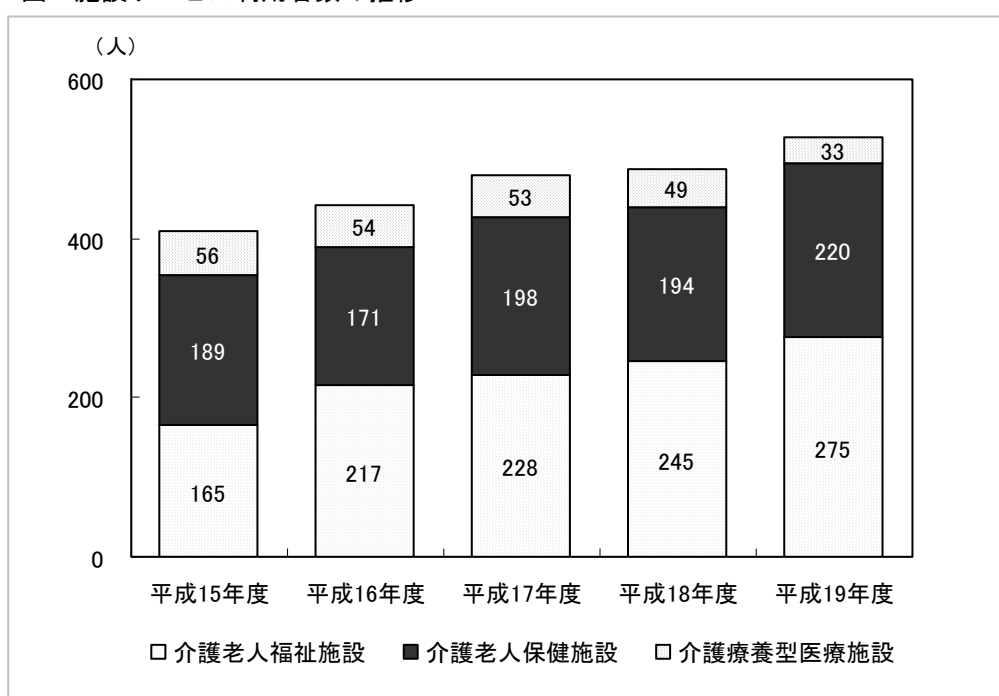
施設サービスの利用状況については、平成19年度では528人となっており、平成15年度と比べると118人(128.8%)の増加となっています。施設別でみると介護老人福祉施設が110人(166.7%)、介護老人保健施設が31人(116.4%)増加し、介護療養型医療施設が23人(58.9%)減少しています。

表：介護老人福祉施設の利用状況 (単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	比較(H19/H15)
介護老人福祉施設	165	217	228	245	275	166.7%
介護老人保健施設	189	171	198	194	220	116.4%
介護療養型医療施設	56	54	53	49	33	58.9%
計	410	442	479	488	528	128.8%

各年度の2月末現在

図：施設サービス利用者数の推移



- 介護老人福祉施設：施設において、介護や日常生活上のお世話をを行います。
- 介護老人保健施設：施設において、病状が安定した方を介護や機能訓練、日常生活上などのお世話をを行います。
- 介護療養型医療施設：長期療養の必要な方が入院し、介護や機能訓練、その他必要な医療のお世話をします。

(4) 保険給付費の状況

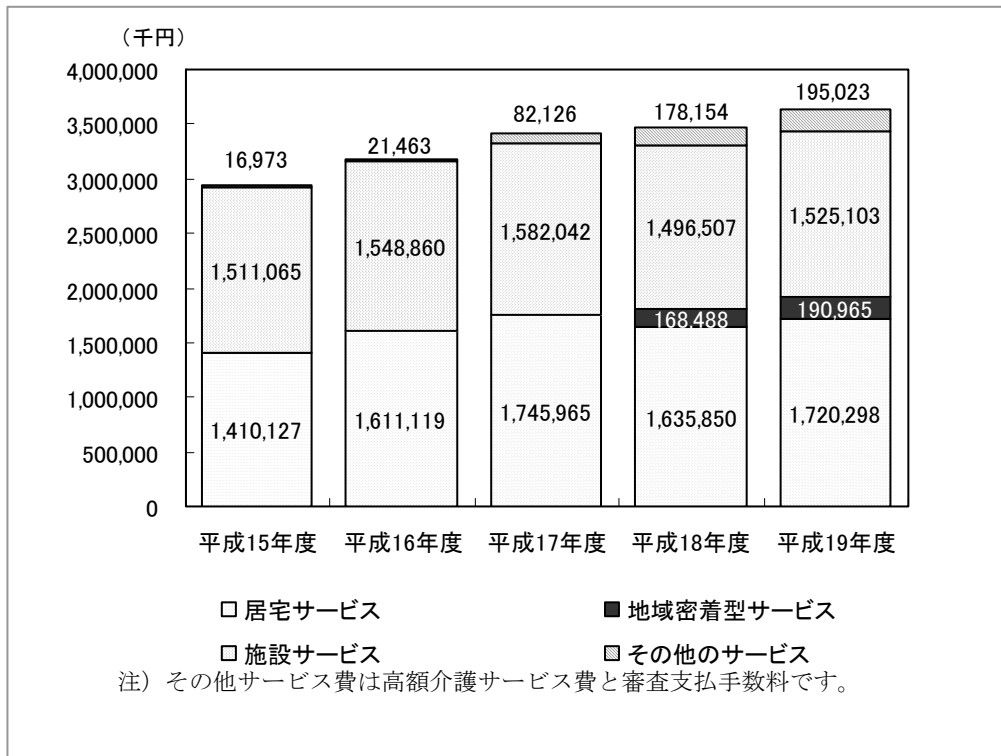
平成19年度の保険給付費は、居宅サービス費が1,720,298千円、地域密着型サービス費が190,965千円、施設サービス費が1,525,103千円となっており、これに高額介護サービス費(47,595千円)と審査支払手数料(4,873千円)と特定入所者生活介護費(142,555千円)を合わせた給付費全体では3,631,389千円となっています。平成15年度からの保険給付費の推移をみると、給付費は年々増加傾向にあります。

表：保険給付費の支出状況

(単位：千円)

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	
居宅サービス費①	1,410,127	1,611,119	1,745,965	1,635,850	1,720,298	
内 訳	居宅サービス	1,258,894	1,449,746	1,575,353	1,445,656	1,534,255
	居宅介護支援	115,531	131,188	141,771	160,510	160,596
	福祉用具購入 費の支給	6,967	6,936	7,721	5,789	6,507
	住宅改修費の 支給	28,735	23,249	21,120	18,895	18,940
	地域密着型 サービス費②			0	168,488	190,965
施設サービス費③	1,511,065	1,548,860	1,582,042	1,496,507	1,525,103	
高額介護 サービス費④	12,787	16,697	23,976	43,960	47,595	
審査支払手数料⑤	4,186	4,766	5,160	4,746	4,873	
特定入所者生活 介護費⑥			52,990	129,448	142,555	
計 ①+②+③+④+⑤+⑥	2,938,165	3,181,442	3,410,133	3,478,999	3,631,389	
前年比		108.3%	107.2%	102.0%	104.4%	

図：保険給付費の推移



(5) サービス提供事業者

本市における福祉系の居宅サービス及び施設サービスの事業所数と供給量は次のとおりです。

表：サービス提供事業所数の状況

(単位：か所)

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
居宅介護支援	11	11	11	12
訪問介護	9	9	9	9
通所介護	10	10	14	14
通所リハビリ テーション	3	3	3	3
短期入所サービス	2	2	4	5
認知症対応型 共同生活介護	4	4	4	4
介護老人福祉施設	3	3	3	4
介護老人保健施設	1	1	1	1
介護療養型医療施設	3	3	2	2

資料：各年度3月末現在

表：サービス提供事業所供給量の状況

(単位：人)

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
ケアマネジャーの人数	36	36	42	44
ホームヘルパーの人数	176	176	163	163
通所介護 (1日あたりの定員)	269	269	354	374
通所リハビリテーション (1日あたりの定員)	140	140	150	150
短期入所サービス (専用床)	28	28	88	68
認知症対応型共同生活介護 (定員)	36	36	36	36
介護老人福祉施設 (定員)	270	270	270	350
介護老人保健施設 (定員)	158	158	158	158
介護療養型医療施設 (定員)	76	76	61	61

資料：各年度3月末現在

注1) ホームヘルパーの人数は登録または非常勤ヘルパーを含む人数です。

注2) 本市では、訪問入浴介護サービスをしている事業者はありません。

2 地域支援事業の現状

(1) 介護予防事業

①通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、運動器機能向上は保健センター、デイサービス事業者、柔道整復師会で実施しており、栄養改善・口腔機能向上は保健センターで行なっております。

表：通所型介護予防事業の実施状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
介護予防教室参加者数	36	70
運動器機能向上	18	55
栄養改善	18	8
口腔機能向上	0	7

②訪問介護予防事業

保健師、栄養士、歯科衛生士が要支援、要介護のおそれの高い方に対し、訪問指導を行なっています。

表：訪問介護予防状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
訪問相談（保健師、管理栄養士、歯科衛生士）	50	90

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター

総合相談、権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援を行なう介護予防の拠点として、平成 18 年度から 3 ヶ所設置しています。

(3) 任意事業

①住宅改修支援事業

住宅改修費の支給申請にかかる理由書作成費の助成を行っています。

表：住宅改修支援事業状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
住宅改修支援事業	29	16

3 福祉サービスの現状

(1) 在宅福祉サービス

①生活支援事業

生活支援事業は、介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象とします。

生活支援訪問事業は、外出時の付き添いや食事、洗濯、掃除などの世話のためホームヘルパーを派遣するもので、江南市社会福祉協議会への委託により実施しています。

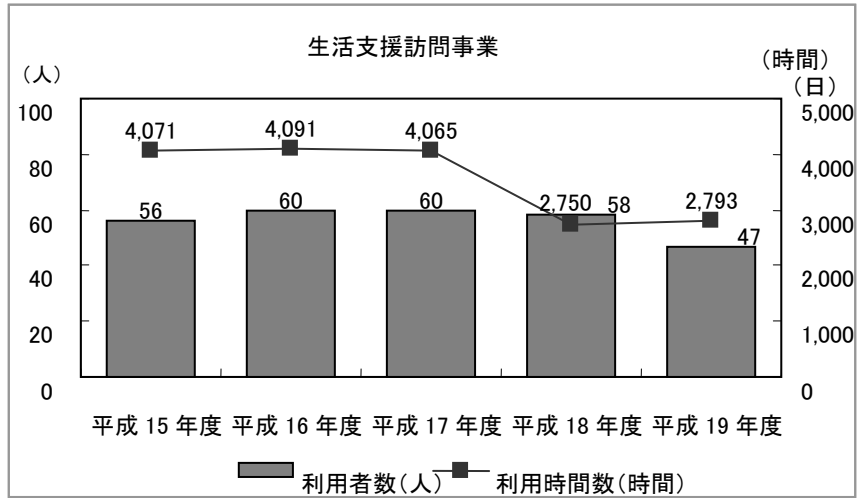
生活支援通所事業は、老人福祉センターなどへ送迎して食事、入浴、健康チェック、日常動作訓練などを行っています。

生活支援短期宿泊事業は、一時的にお世話ができない場合に、養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」で短期間お預かりします。

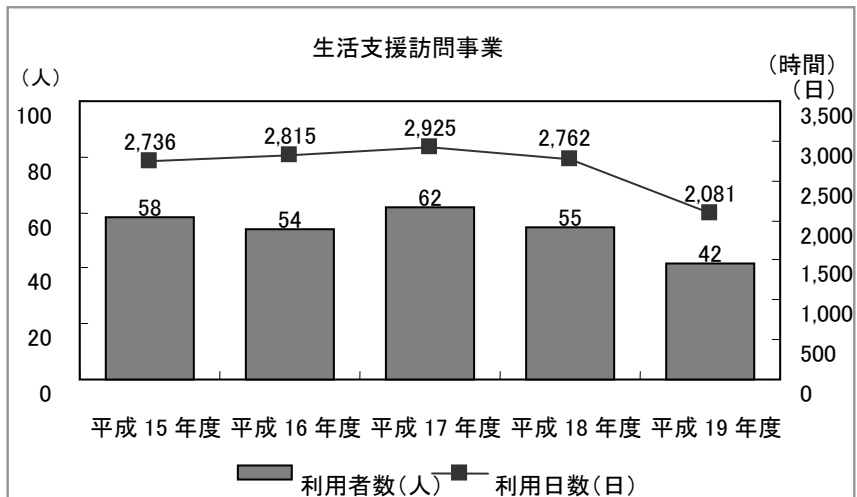
表：生活支援事業の実施状況

区 分			平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
生活支援 訪問事業	利用者数	(人)	56	60	60	58	47
	利用時間数	(時間)	4,071	4,091	4,065	2,750	2,793
生活支援 通所事業	利用者数	(人)	58	54	62	55	42
	延利用日数	(日)	2,736	2,815	2,925	2,762	2,081
生活支援 短期宿泊 事業	利用者数	(人)	3	5	4	3	5
	利用日数	(日)	21	34	12	22	35

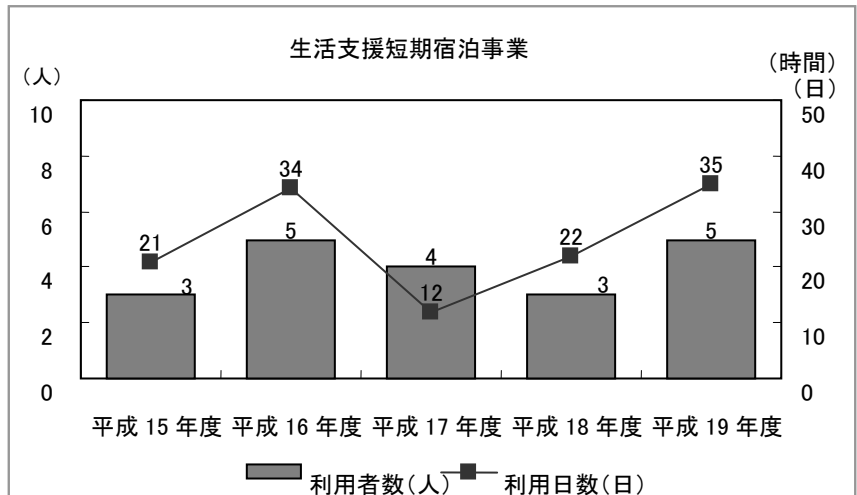
図：生活支援訪問事業の実施状況



図：生活支援通所事業の実施状況



図：生活支援短期宿泊事業の実施状況



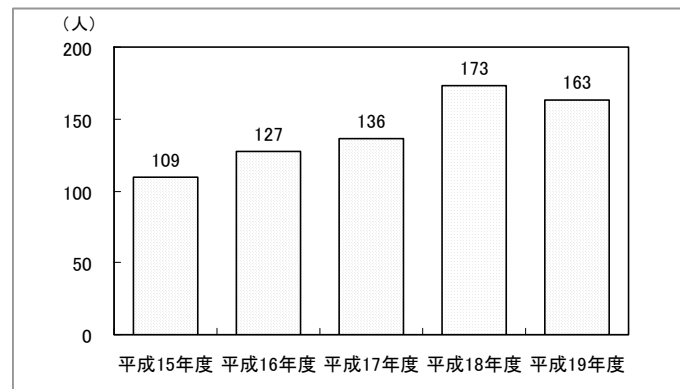
②訪問理髪

要介護3、4、5と認定された高齢者の方などに対して、年6回理容師等が家庭を訪問して理髪を行います。

表：訪問理髪の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(人)	109	127	136	173	163

図：訪問理髪の実施状況



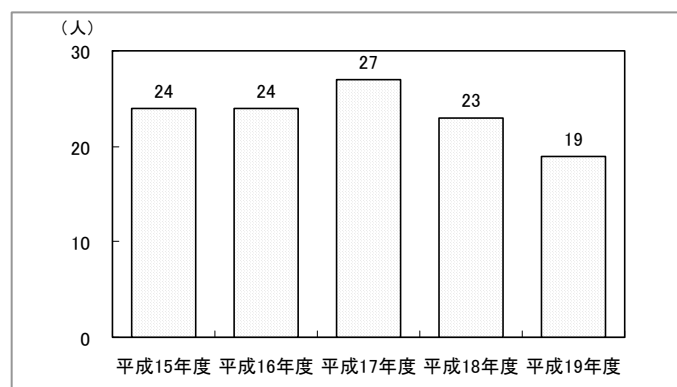
③寝具洗濯

ひとり暮らしの方や要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で所得の低い方に対して、年2回(毎年7月、12月)寝具の洗濯を行います。

表：寝具洗濯の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(人)	24	24	27	23	19

図：寝具洗濯の実施状況



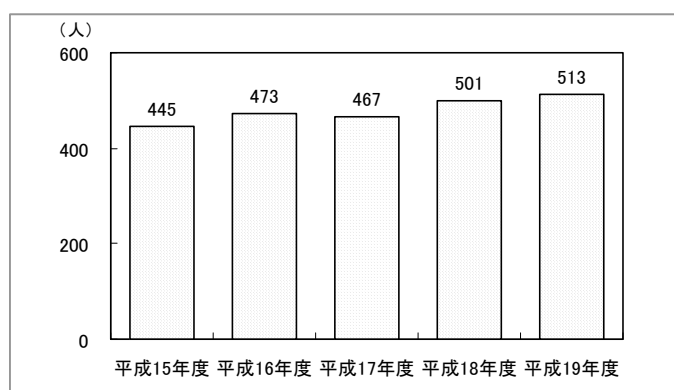
④在宅ねたきり老人等介護慰労

要介護3、4、5と認定された高齢者の方を在宅で介護している家族の方に対して、月2,000円の商品券を支給します。

表：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
対象者数 (人)	445	473	467	501	513

図：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況



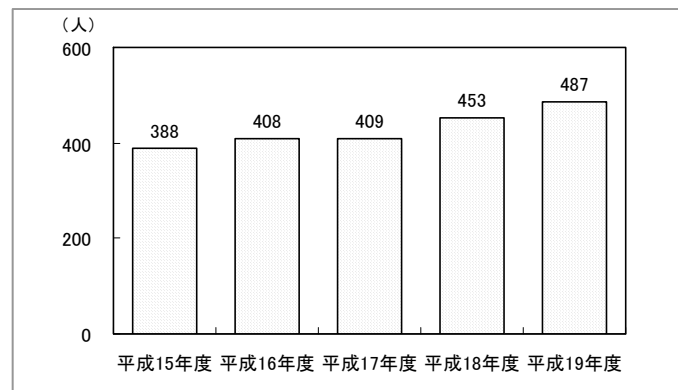
⑤在宅ねたきり老人等紙おむつ支給

要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で紙おむつが必要な方に対して、1人あたり月30枚程度の紙おむつを支給します。

表：在宅ねたきり老人等紙おむつ支給の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
対象者数(人)	388	408	409	453	487

図：在宅ねたきり老人等紙おむつ支給の実施状況



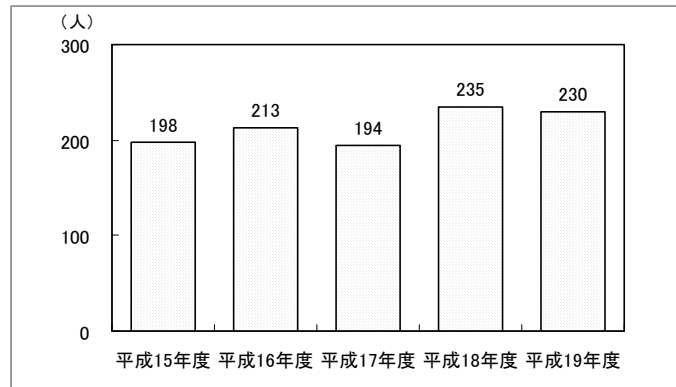
⑥給食サービス

ひとり暮らしの方や高齢者世帯で支援を必要とする方に対して、月曜日から金曜日までの週5日以内で委託業者が昼食又は夕食を届けます。

表：給食サービスの実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数(人)	198	213	194	235	230

図：給食サービスの実施状況



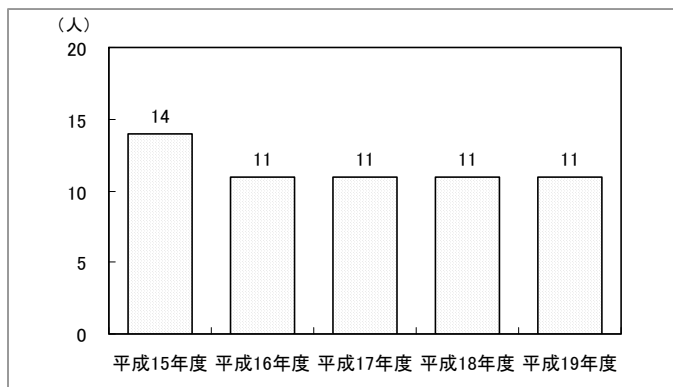
⑦福祉電話の設置

所得が低く電話のないひとり暮らしの高齢者の方などに対して、電話を貸与し、毎月の基本料を補助します。

表：福祉電話の設置の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数 (人)	14	11	11	11	11

図：福祉電話の設置の実施状況



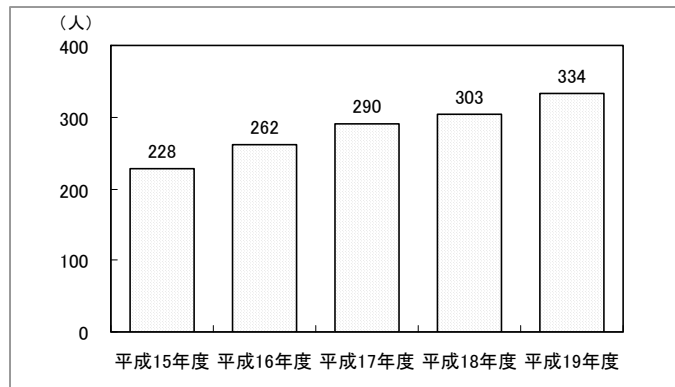
⑧緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者の方などに対して、万一の場合に備えて緊急通報装置を無料で設置します。

表：緊急通報装置の設置の実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
設置台数（台）	228	262	290	303	334

図：緊急通報装置の設置の実施状況



⑨日常生活用具の給付

ひとり暮らしの高齢者の方が安全に過ごすことができるよう、必要な方に電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付します。

表：日常生活用具の給付の実施状況

区 分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
給付件数（件）	電磁調理器 3台 自動消火器 1台 火災報知器 1台	自動消火器 3台 火災報知器 3台	電磁調理器 1台 自動消火器 2台 火災報知器 3台	電磁調理器 2台 自動消火器 2台 火災報知器 5台	電磁調理器 3台 自動消火器 1台 火災報知器 6台

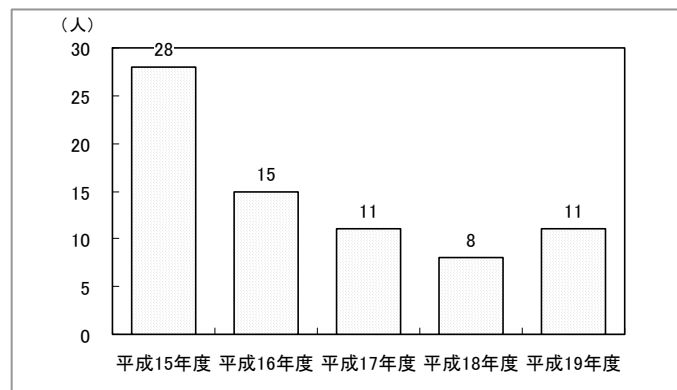
⑩リフォームヘルパー派遣

日常生活をする上で支障のある方及び身体に障害のある方のみえる家庭で、住宅等の改善を希望する方に対し、建築士、作業療法士などが訪問し住宅改善の相談に応じます。

表：リフォームヘルパー派遣の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数（人）	28	15	11	8	11

図：リフォームヘルパー派遣の実施状況



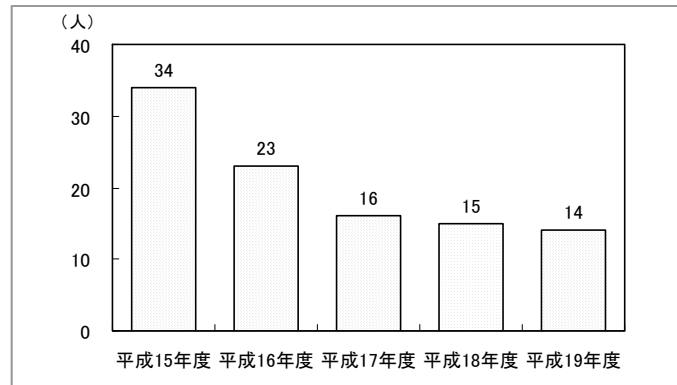
⑪高齢者住宅改善助成

自宅で生活する上で介護を必要とする方で、生計中心者の所得税額が14万円以下の世帯に対し、住宅改善のための費用、30万円を限度として助成します。（介護保険との併用により実施）

表：高齢者住宅改善助成の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成者数（人）	34	23	16	15	14

図：高齢者住宅改善助成の実施状況



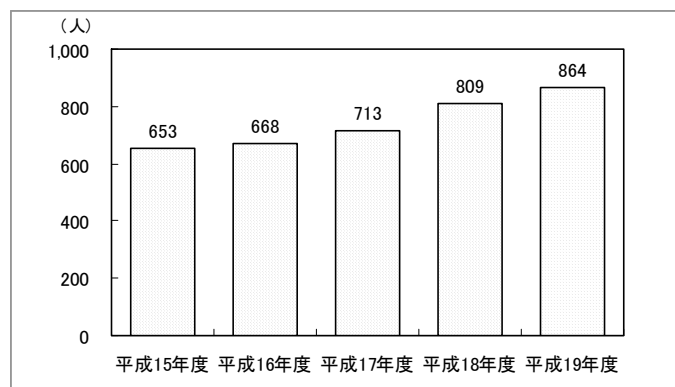
⑫タクシー料金の助成

85歳以上の方に対し、中型タクシー基本料金相当額の助成券を1人あたり年間48枚交付します。

表：タクシー料金の助成の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成者数 (人)	653	668	713	809	864

図：タクシー料金の助成の実施状況



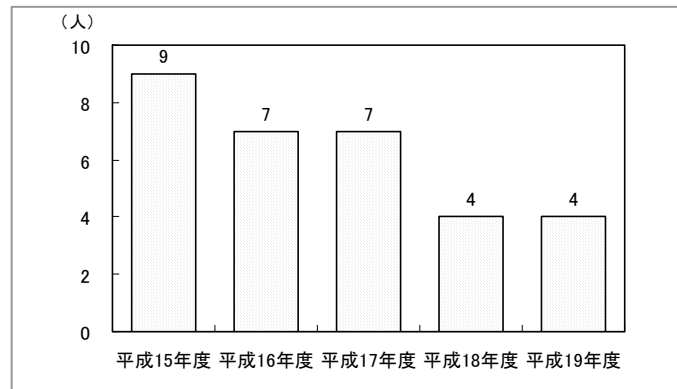
⑬外国人高齢者福祉手当支給

国民年金に加入できなかった外国人の高齢者の方に対し、月額10,000円の手当を支給します。

表：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
対象者数(人)	9	7	7	4	4

図：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況



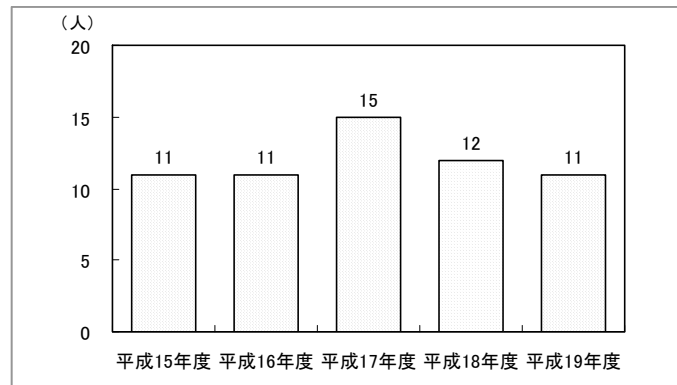
⑭徘徊高齢者家族支援サービス

現在位置を特定し介護者に通報する位置探索システム専用端末機を貸し出します。

表：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成者数(人)	11	11	15	12	11

図：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況



(2) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。

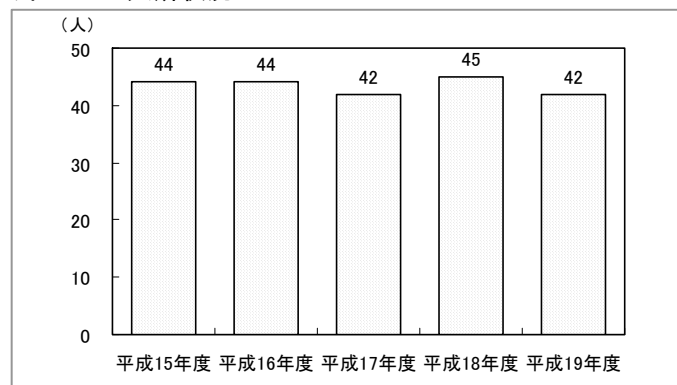
表：養護老人ホームへの入所状況

(単位：人)

区分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
養護老人 ホームの 入所状況	定員	50	50	50	50	50
	入所者	44	44	42	45	42
	うち江南市の 措置者	22	23	21	22	22

資料：各年度 3 月末現在

図：養護老人ホームの入所状況



②ケアハウス

家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが困難な60歳以上の方が入居する施設です。市内には2施設あり、定員はジョイフル江南50人、ふじの郷70人です。

表：ケアハウスの状況

(単位：人)

区 分		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
ジョイフル 江南	入居者	46	45	46	46	47
	うち江南市	11	11	11	12	14
ふじの郷	入居者	63	66	70	69	69
	うち江南市	17	19	19	19	19

資料：各年度3月末現在

第4章 計画の基本指標

1 推計人口

江南市戦略計画に基づいた人口推計から、計画期間の各年度における総人口と年齢別の人口を推計しました。

65歳以上の高齢者は、平成20年度が20,218人で高齢化率は19.9%で平成26年度には25,040人で高齢化率24.3%と推計しました。

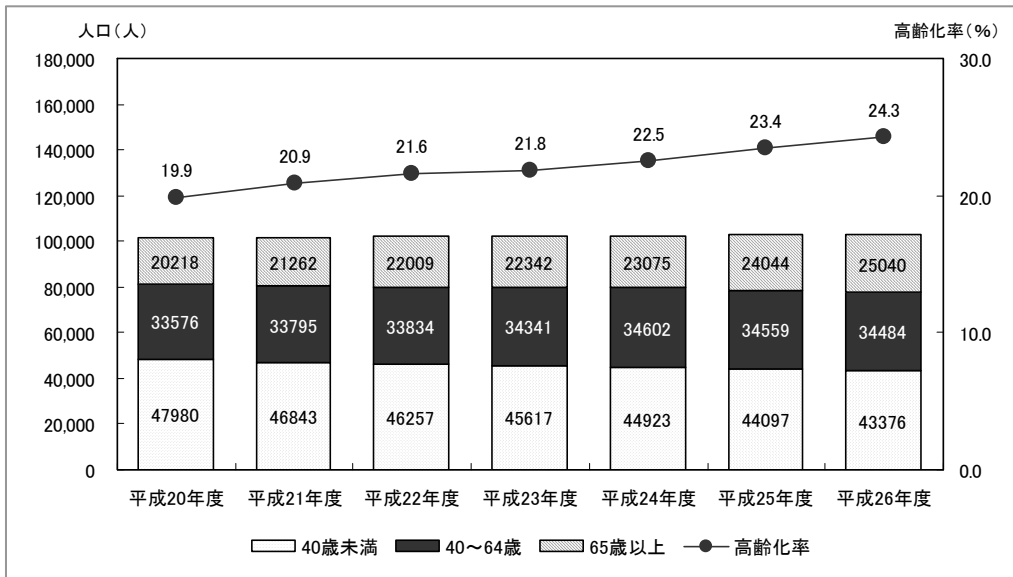
表：推計人口の推移

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口（人）	101,774 (100.0%)	101,900 (100.0%)	102,100 (100.0%)	102,300 (100.0%)
40歳～64歳（人）	33,576 (33.0%)	33,795 (33.2%)	33,834 (33.1%)	34,341 (33.6%)
65歳以上人口（人）	20,218 (19.9%)	21,262 (20.9%)	22,009 (21.6%)	22,342 (21.8%)
前期高齢者 （65歳～74歳）	12,241 (12.0%)	12,855 (12.6%)	13,163 (12.9%)	13,018 (12.7%)
後期高齢者 （75歳以上）	7,977 (7.8%)	8,407 (8.3%)	8,846 (8.7%)	9,324 (9.1%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口（人）	102,600 (100.0%)	102,700 (100.0%)	102,900 (100.0%)
40歳～64歳（人）	34,602 (33.7%)	34,559 (33.7%)	34,484 (33.5%)
65歳以上人口（人）	23,075 (22.5%)	24,044 (23.4%)	25,040 (24.3%)
前期高齢者 （65歳～74歳）	13,341 (13.0%)	13,776 (13.4%)	14,448 (14.0%)
後期高齢者 （75歳以上）	9,734 (9.5%)	10,268 (10.0%)	10,592 (10.3%)

図：人口及び高齢化率の推移



表：人口推計（男女別、年齢階級別、年度別）

（単位：人）

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男	40歳未満	24,512	23,967	23,657	23,355	23,011	22,624	22,217
	40～64歳	16,607	16,800	16,822	17,070	17,202	17,138	17,182
	65～69歳	3,318	3,463	3,568	3,377	3,310	3,497	3,659
	70～74歳	2,684	2,735	2,754	2,827	3,010	3,025	3,136
	75～79歳	1,677	1,747	1,878	2,018	2,108	2,233	2,251
	80～84歳	954	1,031	1,070	1,095	1,145	1,211	1,266
	85歳以上	525	587	639	698	750	802	856
	合計	50,277	50,330	50,388	50,440	50,536	50,530	50,567
女	40歳未満	23,468	22,876	22,600	22,262	21,912	21,473	21,159
	40～64歳	16,969	16,995	17,012	17,271	17,400	17,421	17,302
	65～69歳	3,499	3,822	3,925	3,771	3,742	3,799	3,928
	70～74歳	2,740	2,835	2,916	3,043	3,279	3,455	3,725
	75～79歳	2,009	2,093	2,192	2,310	2,401	2,550	2,603
	80～84歳	1,410	1,470	1,535	1,605	1,646	1,718	1,789
	85歳以上	1,402	1,479	1,532	1,598	1,684	1,754	1,827
	合計	51,497	51,570	51,712	51,860	52,064	52,170	52,333
合計	40歳未満	47,980	46,843	46,257	45,617	44,923	44,097	43,376
	40～64歳	33,576	33,795	33,834	34,341	34,602	34,559	34,484
	65～69歳	6,817	7,285	7,493	7,148	7,052	7,296	7,587
	70～74歳	5,424	5,570	5,670	5,870	6,289	6,480	6,861
	75～79歳	3,686	3,840	4,070	4,328	4,509	4,783	4,854
	80～84歳	2,364	2,501	2,605	2,700	2,791	2,929	3,055
	85歳以上	1,927	2,066	2,171	2,296	2,434	2,556	2,683
	合計	101,774	101,900	102,100	102,300	102,600	102,700	102,900

2 推計要介護認定者数

(1) 要介護認定者の推計

平成19年6月時点の要介護認定者数は2,540人で40歳以上の人口に対する割合は4.77%です。また、65歳以上では12.32%となっています。この人口に対する要介護認定者の割合（出現率）と、推計した年齢別の人口を用いて計画期間各年度における要介護認定者数を推計しました。

①要介護認定者数等の状況

<平成19年6月末>

表：要介護認定者数

(単位：人)

区 分		平成19年6月末		
		40～64歳	65～74歳	75歳以上
要支援1	357	16	69	272
要支援2	336	13	52	271
要介護1	367	17	63	287
要介護2	416	32	78	306
要介護3	427	27	80	320
要介護4	342	20	45	277
要介護5	295	15	59	221
計	2,540	140	446	1,954

表：年齢別人口

(単位：人)

全 体	40～64歳	65～74歳	75歳以上
53,232	33,744	11,821	7,667

表：人口に対する要介護認定者の割合（出現率）

(単位：%)

区 分		平成19年6月末		
		40～64歳	65～74歳	75歳以上
要支援1	0.67	0.05	0.58	3.55
要支援2	0.63	0.04	0.44	3.53
要介護1	0.69	0.05	0.53	3.74
要介護2	0.78	0.09	0.66	3.99
要介護3	0.80	0.08	0.68	4.17
要介護4	0.64	0.06	0.38	3.61
要介護5	0.55	0.04	0.50	2.88
計	4.77	0.41	3.77	25.49
認定率	4.77	—	12.32	

<平成 19 年 12 月末>

表：要介護認定者数

(単位：人)

区 分		平成 19 年 12 月末		
		40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
要支援 1	338	14	64	260
要支援 2	334	15	56	263
要介護 1	415	19	72	324
要介護 2	413	30	86	297
要介護 3	433	23	85	325
要介護 4	333	18	45	270
要介護 5	318	15	60	243
計	2,584	134	468	1,982

表：年齢別人口

(単位：人)

全 体	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
53,635	33,736	12,055	7,844

表：人口に対する要介護認定者の割合（出現率）

(単位：%)

区 分		平成 19 年 12 月末		
		40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
要支援 1	0.63	0.04	0.53	3.31
要支援 2	0.62	0.04	0.46	3.35
要介護 1	0.77	0.06	0.60	4.13
要介護 2	0.77	0.09	0.71	3.79
要介護 3	0.81	0.07	0.71	4.14
要介護 4	0.62	0.05	0.37	3.44
要介護 5	0.59	0.04	0.50	3.10
計	4.82	0.04	3.88	25.27
認定率	4.82	—	12.31	

<平成 20 年 6 月末>

表：要介護認定者数

(単位：人)

区 分		平成 20 年 6 月末		
		40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
要支援 1	380	15	77	B 288
要支援 2	299	11	53	235
要介護 1	458	21	79	358
要介護 2	426	31	81	314
要介護 3	471	29	86	356
要介護 4	315	18	46	251
要介護 5	310	17	56	237
計	2,659	142	478	2,039

表：年齢別人口

(単位：人)

全 体	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
54,097	33,722	12,324	C 8,051

表：人口に対する要介護認定者の割合（出現率）

(単位：%)

区 分		平成 20 年 6 月末		
		40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
要支援 1	0.70	0.04	0.62	D 3.58
要支援 2	0.55	0.03	0.43	2.92
要介護 1	0.85	0.06	0.64	4.45
要介護 2	0.79	0.09	0.66	3.90
要介護 3	0.87	0.09	0.70	4.42
要介護 4	0.58	0.05	0.37	3.12
要介護 5	0.57	0.05	0.45	2.94
計	4.92	0.42	3.88	25.33
認定率	4.91	—	12.35	

表：出現率の伸び率（平成 19 年 6 月から平成 20 年 6 月までの平均）

(単位：%)

区 分	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
出現率の伸び率	101.28	101.46	99.69

○出現率の算出方式

$$\text{出現率} \mathbf{D} (3.58\%) = \text{認定者数} \mathbf{B} (288 \text{ 人}) \div \text{人口} \mathbf{C} (8,051 \text{ 人})$$

②要介護認定者出現率の推計

平成 19 年 6 月から平成 20 年 6 月までの出現率の平均伸率を考慮して、計画期間における出現率の伸びを見込み、平成 21 年度から平成 26 年度までの出現率を算出しました。

表：出現率の伸率の見込

(単位：%)

区 分	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
出現率の伸率	101	101	100

表：要介護出現率の推計（男性）

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要 支 援 1	第 1 号 被保険者						
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85
	75～79 歳	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60
	80～84 歳	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80
	85 歳以上	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80
	第 2 号 被保険者	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
総数							
要 支 援 2	第 1 号 被保険者						
	65～69 歳	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	70～74 歳	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.55
	75～79 歳	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60
	80～84 歳	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
	85 歳以上	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50
	第 2 号 被保険者	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
総数							
要 介 護 1	第 1 号 被保険者						
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75
	75～79 歳	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	80～84 歳	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20
	85 歳以上	5.30	5.30	5.30	5.30	5.30	5.30
	第 2 号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数							

表：要介護出現率の推計（男性）

（単位：％）

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護 2	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56
	70～74 歳	0.90	0.91	0.92	0.93	0.94	0.95	0.96
	75～79 歳	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
	80～84 歳	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70
	85 歳以上	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70
	第2号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要介護 3	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56
	70～74 歳	1.10	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16
	75～79 歳	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40
	80～84 歳	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90
	85 歳以上	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80
	第2号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要介護 4	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	70～74 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	75～79 歳	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	80～84 歳	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
	85 歳以上	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50
	第2号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要介護 5	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	70～74 歳	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75	0.76
	75～79 歳	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
	80～84 歳	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20
	85 歳以上	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20
	第2号 被保険者	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
総数								

表：要介護出現率の推計（女性）

（単位：％）

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要 支 援 1	第 1 号 被保険者							
	65～69 歳	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	70～74 歳	0.90	0.91	0.92	0.93	0.94	0.95	0.96
	75～79 歳	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70
	80～84 歳	5.10	5.10	5.10	5.10	5.10	5.10	5.10
	85 歳以上	5.90	5.90	5.90	5.90	5.90	5.90	5.90
	第 2 号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要 支 援 2	第 1 号 被保険者							
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75	0.76
	75～79 歳	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	80～84 歳	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60
	85 歳以上	5.70	5.70	5.70	5.70	5.70	5.70	5.70
	第 2 号 被保険者	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
総数								
要 介 護 1	第 1 号 被保険者							
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.25	1.26
	75～79 歳	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	80～84 歳	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80
	85 歳以上	8.60	8.60	8.60	8.60	8.60	8.60	8.60
	第 2 号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								

表：要介護出現率の推計（女性）

（単位：％）

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護 2	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56
	70～74 歳	1.10	1.11	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16
	75～79 歳	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
	80～84 歳	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80	3.80
	85 歳以上	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
	第2号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要介護 3	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.06
	75～79 歳	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
	80～84 歳	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10
	85 歳以上	9.80	9.80	9.80	9.80	9.80	9.80	9.80
	第2号 被保険者	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
総数								
要介護 4	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	70～74 歳	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75	0.76
	75～79 歳	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	80～84 歳	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
	85 歳以上	8.30	8.30	8.30	8.30	8.30	8.30	8.30
	第2号 被保険者	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
総数								
要介護 5	第1号 被保険者							
	65～69 歳	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	70～74 歳	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56
	75～79 歳	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40
	80～84 歳	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80
	85 歳以上	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80
	第2号 被保険者	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
総数								

③要介護認定者数の推計

②で算出した出現率と推計人口から要介護認定者数を推計します。

○要介護の認定者数の推計値の算出方式

$$\text{要介護認定者数（男性）の推計値 P.65[F]（21年度 23人）} = \text{出現率の推計値（男性） P.61[E]（21年度 0.81\%）} \times \text{平成 21年度 70\sim 74歳以上推計人口[A]（2,735人）}$$

表：要介護認定者数の推計（合計）

（単位：人）

平成 21 年度							
区分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	406	24	27	49	85	104	117
要支援 2	320	11	19	35	53	84	118
要介護 1	453	34	23	55	77	104	160
要介護 2	458	34	38	57	70	84	175
要介護 3	471	34	30	60	65	91	191
要介護 4	350	24	15	30	42	77	162
要介護 5	339	16	26	35	62	65	135
計	2,797	177	178	321	454	609	1,058

平成 22 年度							
区分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	424	25	27	50	91	109	122
要支援 2	335	11	20	36	56	88	124
要介護 1	471	35	23	56	82	109	166
要介護 2	479	35	40	59	74	88	183
要介護 3	492	35	31	61	69	95	201
要介護 4	366	24	16	30	45	81	170
要介護 5	352	16	27	36	65	67	141
計	2,919	181	184	328	482	637	1,107

表：要介護認定者数の推計（合計）

（単位：人）

平成 23 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	443	25	27	53	96	113	129
要支援 2	350	11	19	38	60	91	131
要介護 1	495	36	23	59	88	114	175
要介護 2	498	35	38	62	79	91	193
要介護 3	513	36	30	64	73	98	212
要介護 4	384	25	15	32	49	84	179
要介護 5	369	17	26	38	70	70	148
計	3,052	185	178	346	515	661	1,167

平成 24 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	457	24	25	57	99	117	135
要支援 2	362	10	18	41	61	94	138
要介護 1	512	35	21	64	91	116	185
要介護 2	519	35	38	66	82	94	204
要介護 3	534	35	29	69	76	101	224
要介護 4	398	25	14	34	50	86	189
要介護 5	381	16	25	41	72	72	155
計	3,163	180	170	372	531	680	1,230

平成 25 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	478	24	26	59	105	122	142
要支援 2	379	10	18	43	65	98	145
要介護 1	534	35	22	66	96	121	194
要介護 2	543	35	41	69	86	98	214
要介護 3	558	35	31	71	80	106	235
要介護 4	418	25	15	36	53	90	199
要介護 5	398	16	25	42	77	75	163
計	3,308	180	178	386	562	710	1,292

表：要介護認定者数の推計（合計）

（単位：人）

平成 26 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	498	24	27	63	107	127	150
要支援 2	395	10	20	46	66	101	152
要介護 1	557	35	23	71	98	127	203
要介護 2	567	35	43	74	88	103	224
要介護 3	581	35	33	76	81	110	246
要介護 4	435	25	16	38	54	94	208
要介護 5	414	16	27	45	77	78	171
計	3,447	180	189	413	571	740	1,354

表：要介護認定者数の推計（男性）

（単位：人）

平成 21 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	127	7	11	F 23	28	29	29
要支援 2	88	7	7	14	11	16	33
要介護 1	148	17	11	20	35	33	32
要介護 2	158	17	18	25	30	28	40
要介護 3	167	17	18	31	25	30	46
要介護 4	117	17	7	9	21	24	39
要介護 5	112	4	14	20	32	23	19
計	917	86	86	142	182	183	238

平成 22 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	133	7	11	23	31	30	31
要支援 2	95	7	8	15	12	17	36
要介護 1	155	17	11	20	38	35	34
要介護 2	166	17	19	26	32	29	43
要介護 3	176	17	19	31	27	32	50
要介護 4	124	17	8	9	23	25	42
要介護 5	118	4	15	20	34	24	21
計	967	86	91	144	197	192	257

平成 23 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	140	7	11	24	33	31	34
要支援 2	98	7	7	15	13	17	39
要介護 1	164	18	11	21	41	36	37
要介護 2	175	18	18	27	35	30	47
要介護 3	184	18	18	32	29	32	55
要介護 4	131	18	7	9	25	26	46
要介護 5	124	4	14	21	37	25	23
計	1,016	90	86	149	213	197	281

表：要介護認定者数の推計（男性）

（単位：人）

平成 24 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	146	7	10	26	34	33	36
要支援 2	104	7	7	17	13	18	42
要介護 1	171	18	10	23	43	37	40
要介護 2	183	18	18	29	36	31	51
要介護 3	194	18	18	35	30	34	59
要介護 4	137	18	7	10	26	27	49
要介護 5	129	4	14	23	38	26	24
計	1,064	90	84	163	220	206	301

平成 25 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	153	7	11	26	36	34	39
要支援 2	109	7	7	17	14	19	45
要介護 1	179	18	11	23	45	39	43
要介護 2	192	18	20	29	38	33	54
要介護 3	204	18	20	35	32	36	63
要介護 4	143	18	7	10	27	28	53
要介護 5	135	4	14	23	41	27	26
計	1,115	90	90	163	233	216	323

平成 26 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	160	7	11	27	37	36	42
要支援 2	114	7	8	18	14	19	48
要介護 1	186	18	11	24	46	41	46
要介護 2	202	18	21	31	39	35	58
要介護 3	212	18	21	37	32	37	67
要介護 4	150	18	8	10	28	30	56
要介護 5	140	4	15	24	41	28	28
計	1,164	90	95	171	237	226	345

表：要介護認定者数の推計（女性）

（単位：人）

平成 21 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	279	17	16	26	57	75	88
要支援 2	232	4	12	21	42	68	85
要介護 1	305	17	12	35	42	71	128
要介護 2	300	17	20	32	40	56	135
要介護 3	304	17	12	29	40	61	145
要介護 4	233	7	8	21	21	53	123
要介護 5	227	12	12	15	30	42	116
計	1,880	91	92	179	272	426	820

平成 22 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	291	18	16	27	60	79	91
要支援 2	240	4	12	21	44	71	88
要介護 1	316	18	12	36	44	74	132
要介護 2	313	18	21	33	42	59	140
要介護 3	316	18	12	30	42	63	151
要介護 4	242	7	8	21	22	56	128
要介護 5	234	12	12	16	31	43	120
計	1,952	95	93	184	285	445	850

平成 23 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	303	18	16	29	63	82	95
要支援 2	252	4	12	23	47	74	92
要介護 1	331	18	12	38	47	78	138
要介護 2	323	17	20	35	44	61	146
要介護 3	329	18	12	32	44	66	157
要介護 4	253	7	8	23	24	58	133
要介護 5	245	13	12	17	33	45	125
計	2,036	95	92	197	302	464	886

表：要介護認定者数の推計（女性）

（単位：人）

平成 24 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	311	17	15	31	65	84	99
要支援 2	258	3	11	24	48	76	96
要介護 1	341	17	11	41	48	79	145
要介護 2	336	17	20	37	46	63	153
要介護 3	340	17	11	34	46	67	165
要介護 4	261	7	7	24	24	59	140
要介護 5	252	12	11	18	34	46	131
計	2,099	90	86	209	311	474	929

平成 25 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	325	17	15	33	69	88	103
要支援 2	270	3	11	26	51	79	100
要介護 1	355	17	11	43	51	82	151
要介護 2	351	17	21	40	48	65	160
要介護 3	354	17	11	36	48	70	172
要介護 4	275	7	8	26	26	62	146
要介護 5	263	12	11	19	36	48	137
計	2,193	90	88	223	329	494	969

平成 26 年度							
区 分	計	40～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
要支援 1	338	17	16	36	70	91	108
要支援 2	281	3	12	28	52	82	104
要介護 1	371	17	12	47	52	86	157
要介護 2	365	17	22	43	49	68	166
要介護 3	369	17	12	39	49	73	179
要介護 4	285	7	8	28	26	64	152
要介護 5	274	12	12	21	36	50	143
計	2,283	90	94	242	334	514	1009

3 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の状況

介護保険事業計画は、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市内をいくつかに分けて「生活圏域」を定めることが必要です。

本市の生活圏域は、65歳以上人口や要介護認定者数の状況を考慮して、3圏域を設定しています。

表1：日常生活圏域の人口、65歳以上人口 (単位：人)

圏域	人口		65歳以上の人口		中学校区
		構成比		構成比	
北部圏域	37,479	36.85%	7,508	37.17%	宮田・北部
中部圏域	31,065	30.55%	6,006	29.74%	古知野
南部圏域	33,152	32.60%	6,684	33.09%	布袋・西部
計	101,696	100.0%	20,198	100.0%	

平成20年9月1日現在

注) 住所地特例者と市内の介護老人福祉施設入所者は除く

表2：日常生活圏域の要介護認定者数 (単位：人)

圏域	要介護認定者	
		構成比
北部圏域	874	36.40%
中部圏域	739	30.78%
南部圏域	788	32.82%
計	2,401	100.0%

平成20年9月1日現在

注) 住所地特例者と市内の介護老人福祉施設入所者は除く

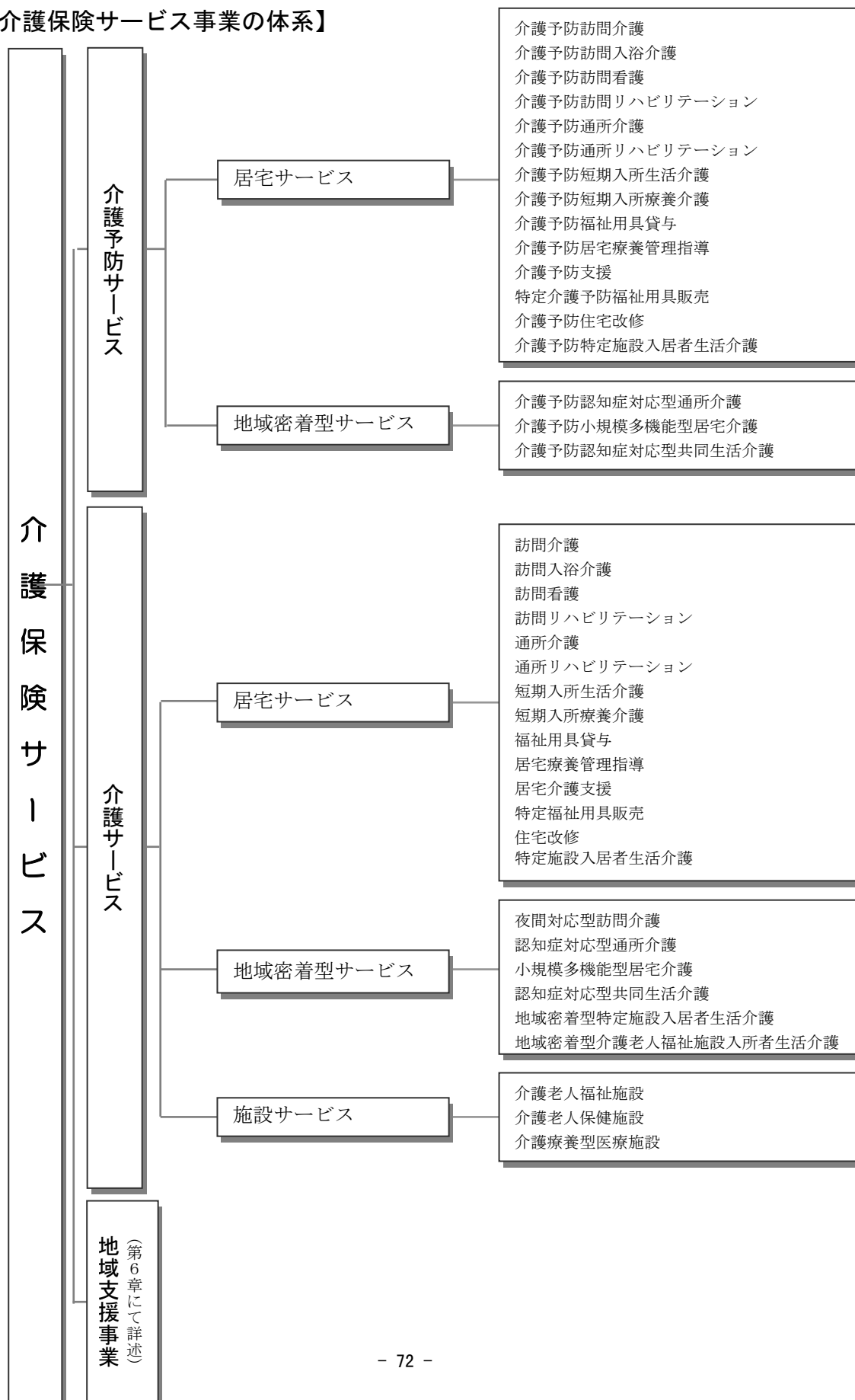
第5章 介護保険対象サービスの必要量の見込

1 介護保険事業の実施方針

本計画の基本理念を実現するためには、市民、サービス事業者、行政が一体となって必要量に対応したサービスの供給を図ることが重要です。介護保険事業の運営に関して国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示していることから、本市の介護保険事業は、この指針に掲げられた介護給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。

【介護保険サービス事業の体系】



2 サービス利用者数の見込

(1) 居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数

推計した要介護認定者数から、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設と地域密着型介護老人福祉施設、居住系サービスの認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護を含む施設サービス利用者数を除いて居宅サービス対象者を算出します。平成23年度の居宅サービス対象者数を2,320人と見込みました。

表：推計要介護認定者数

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	406	424	443
要支援2	320	335	350
要介護1	453	471	495
要介護2	458	479	498
要介護3	471	492	513
要介護4	350	366	384
要介護5	339	352	369
計	2,797	2,919	3,052

表：推計施設サービス利用者数

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	2	2	2
要支援2	5	4	4
要介護1	33	33	33
要介護2	80	81	83
要介護3	173	173	176
要介護4	193	207	233
要介護5	173	176	201
計	659	676	732

表：推計居宅サービス対象者数

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援 1	A 404	422	441
要支援 2	315	331	346
要介護 1	420	438	462
要介護 2	378	398	415
要介護 3	298	319	337
要介護 4	157	159	151
要介護 5	166	176	168
計	2,138	2,243	2,320

(2) 居宅サービス利用者数

居宅サービス対象者数は、推計した要介護認定者数から施設サービス（居住系サービスを含む）利用者数を除いた人数です。このうち、実際に居宅サービスの利用が見込まれる人数を居宅サービス対象者数に対する利用者割合から推計します。利用者割合は、平成20年度は3月～8月までの居宅サービス平均利用者割合を基本に、3%の増加を見込んでいます。

この結果、平成23年度の居宅サービス利用者数を1,702人と見込みました。

表：推計居宅サービス利用者数

(単位：人)

区 分	平成20年度 利用者割合 (%)	利用者割合 (%)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援 1	E 50.770%	C 52.293%	D 211	221	231
要支援 2	66.740%	68.742%	217	228	238
要介護 1	70.902%	73.029%	307	320	337
要介護 2	84.179%	86.704%	328	345	360
要介護 3	85.353%	87.914%	262	280	296
要介護 4	84.237%	86.764%	136	138	131
要介護 5	62.770%	64.653%	107	114	109
計			1,568	1,646	1,702

○居宅サービスの利用者割合の算出式

$$\text{利用者割合 } \text{C} (52.293\%) = \text{B} \text{居宅サービス利用者割合} (50.770\%) \times 1.03$$

○居宅サービスの利用者数の算出式

$$\text{利用者数 } \text{D} (211 \text{人}) = \text{P68. A} (404 \text{人}) \times \text{利用者割合 } \text{C} (52.293\%)$$

3 サービスの利用意向

平成19年度に実施しました「介護保険及び高齢者保健福祉実態調査」では、今後利用したい居宅サービスの利用希望回数などについて次のような結果となっています。

表：居宅サービスの1人月あたり利用回（日）数

区 分	平成18年度の 利用状況	実態調査での 利用希望回数
訪問介護 (回)	11.7	8
訪問入浴介護 (回)	4.8	4
訪問看護 (回)	5.9	4
訪問リハビリテーション (回)	5.2	4
通所介護 (回)	9.6	8
通所リハビリテーション (回)	9.6	8
短期入所サービス (日)	7.9	3

注) 短期入所サービスは、短期入所生活介護と短期入所療養介護をあわせた日数です。
実態調査での利用希望回数は回答数の最も多かった回数を記載

4 介護予防サービスの必要量の見込

要支援の方を対象とする介護予防サービスの必要量については、介護予防居宅サービス及び地域密着型介護予防サービスにより推計しました。

(1) 介護予防居宅サービス

介護予防訪問介護などの利用者数は、居宅サービス利用者数と第3期事業実績の各居宅サービス利用割合をもとに算出しました。

また、「1人月あたりの利用回数」は、第3期事業実績の平均利用回数をもとに算出しました。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの介護報酬は、月単位の額が設定されるので、サービス必要量は月数で見込みました。

〈 必要量の算出例 〉

訪問介護（平成 21 年度）

$$\text{居宅サービス利用対象者数} \times \text{利用割合} = \text{利用者数}$$

	居宅サービス利用者数	利用割合	利用者数
要支援 1	211 人	44.8%	95 人
⋮	⋮	⋮	⋮
要介護 5	107 人	58.8%	63 人
計	1,568 人		642 人

$$\text{利用者数} \times \text{1人月あたり利用回数} \times \text{12月} = \text{年間利用回数}$$

	利用者数	1人月あたり利用回数	年間利用回数
要支援 1	95 人	1.0 回	1,140 回
⋮	⋮	⋮	⋮
要介護 5	63 人	11.3 回	8,543 回
計	589 人		61,167 回

①介護予防訪問介護

介護予防訪問介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 178 人、平成 23 年度においては利用者が 195 人になると見込みました。

表：介護予防訪問介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	178	187	195

②介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護のサービス必要量については、第3期の計画期間中、利用者が0人であったことから、平成21年度から平成23年度までにおいて利用者が0人と見込みました。

表：介護予防訪問入浴介護のサービス必要量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数（人）	0	0	0
必要量（回）	0	0	0

③介護予防訪問看護

介護予防訪問看護のサービス必要量については、平成21年度においては利用者が5人、年利用回数が160回、平成23年度においては利用者が7人、年利用回数が229回になると見込みました。

表：介護予防訪問看護のサービス必要量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数（人）	5	6	7
必要量（回）	160	199	229

④介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成21年度においては利用者が6人、年利用回数が386回、平成23年度においては利用者が7人、年利用回数が450回になると見込みました。

表：介護予防訪問リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数（人）	6	7	7
必要量（回）	386	450	450

⑤介護予防通所介護

介護予防通所介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては年利用者数が 183 人、平成 23 年度においては年利用者数が 200 人になると見込みました。

表：介護予防通所介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	183	192	200

⑥介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成 21 年度においては年利用者数が 65 人、平成 23 年度においては年利用者数が 71 人になると見込みました。

表：介護予防通所リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	65	69	71

⑦介護予防短期入所サービス

介護予防短期入所サービスのサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 16 人、年利用日数が 894 日、平成 23 年度においては利用者が 18 人、年利用日数が 1,003 日になると見込みました。

表：介護予防短期入所サービスの必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	16	18	18
必要量（日）	894	1,003	1,003

⑧介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 124 人、平成 23 年度においては利用者が 135 人になると見込みました。

表：介護予防福祉用具貸与のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	124	129	135

⑨介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 61 人、平成 23 年度においては利用者が 68 人になると見込みました。

表：介護予防居宅療養管理指導のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	61	65	68

⑩介護予防支援

介護予防支援のサービス量については、平成 21 年度においては利用者が 428 人、平成 23 年度においては利用者が 469 人になると見込みました。

表：介護予防支援のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	428	449	469

⑪特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売については、平成 21 年度においては利用件数が 140 件、平成 23 年度においては利用件数が 160 件になると見込みました。

表：特定介護予防福祉用具販売のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用件数	140	150	160

⑫介護予防住宅改修

介護予防住宅改修については、平成 21 年度においては利用件数が 120 件、平成 23 年度においては利用件数が 140 件になると見込みました。

表：介護予防住宅改修のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用件数	120	130	140

⑬介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては、利用者が 6 人、平成 23 年度においても利用者が 6 人になると見込みました。

表：介護予防特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	6	6	6

(2) 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、要支援者を対象に住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

①介護予防認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護のサービス必要量については、平成21年度においては利用者が2人、年利用回数が48回、平成23年度においても利用者が2人、年利用回数が48回になると見込みました。

表：介護予防認知症対応型通所介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	2	2	2
必要量 (回)	48	48	48

②介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス必要量については、平成21年度から平成23年度までのサービス必要量は見込みません。

表：介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	0	0	0

③介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス必要量については、平成21年度から平成23年度までのサービス必要量は見込みません。

表：介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	0	0	0

5 介護サービスの必要量の見込

要介護の方を対象とする介護サービスの必要量については、介護居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスにより推計しました。

(1) 介護居宅サービス

介護サービスの必要量については、介護予防居宅サービスの算出方法に準じて、算出しています。

①訪問介護

訪問介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 411 人、年利用回数が 59,031 回、平成 23 年度においては利用者が 441 人、年利用回数が 63,360 回になると見込みました。

表：訪問介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	411	432	441
必要量 (回)	59,031	62,055	63,360

②訪問入浴介護

訪問入浴介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 67 人、年利用回数が 3,966 回、平成 23 年度においては利用者が 70 人、年利用回数が 4,109 回になると見込みました。

表：訪問入浴介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	67	70	70
必要量 (回)	3,966	4,137	4,109

③訪問看護

訪問看護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 95 人、年利用回数が 6,786 回、平成 23 年度においては利用者が 98 人、年利用回数が 7,009 回になると見込みました。

表：訪問看護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	95	101	98
必要量 (回)	6,786	7,214	7,009

④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 37 人、年利用回数が 2,546 回、平成 23 年度においては利用者が 39 人、年利用回数が 2,675 回になると見込みました。

表：訪問リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	37	39	39
必要量 (回)	2,546	2,676	2,675

⑤通所介護

通所介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 542 人、年利用回数が 63,323 回、平成 23 年度においては利用者が 589 人、年利用回数が 68,827 回になると見込みました。

表：通所介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	542	570	589
必要量 (回)	63,323	66,598	68,827

⑥通所リハビリテーション

通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 285 人、年利用回数が 32,982 回、平成 23 年度においては利用者が 311 人、年利用回数が 35,994 回になると見込みました。

表：通所リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	285	301	311
必要量（回）	32,982	34,839	35,994

⑦短期入所サービス

短期入所サービスのサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 244 人、年利用日数が 24,341 日、平成 23 年度においては利用者が 264 人、年利用日数が 26,257 日になると見込みました。

表：短期入所のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	244	257	264
必要量（日）	24,341	25,637	26,257

⑧福祉用具貸与

福祉用具貸与のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 620 人、平成 23 年度においては利用者が 664 人になると見込みました。

表：福祉用具貸与のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	620	653	664

⑨居宅療養管理指導

居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 874 人、平成 23 年度においては利用者が 944 人になると見込みました。

表：居宅療養管理指導のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	874	918	944

⑩居宅介護支援

居宅介護支援のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 1,140 人、平成 23 年度においては利用者が 1,233 人になると見込みました。

表：居宅介護支援のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	1,140	1,197	1,233

⑪特定福祉用具販売

特定福祉用具販売については、平成 21 年度においては利用件数が 220 件、平成 23 年度においては利用件数が 240 件になると見込みました。

表：特定福祉用具販売のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用件数（件）	220	230	240

⑫住宅改修

住宅改修については、平成 21 年度においては利用件数が 160 件、平成 23 年度においては利用件数が 180 件になると見込みました。

表：住宅改修のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用件数（件）	160	170	180

⑬特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 64 人、平成 23 年度においては利用者が 72 人になると見込みました。

表：特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	64	68	72

（２）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護者を対象に住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

①夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象に夜間において訪問介護を行うサービスです。

近隣でのサービス提供事業所がないことから、平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス必要量は見込みません。

表：夜間対応型訪問介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	0	0	0

②認知症対応型通所介護

中度の認知症のある方を対象に施設へ通い、食事、入浴、排泄の援助や機能訓練などのサービスを行います。

サービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 51 人、年利用回数が 6,076 回、平成 23 年度においては利用者が 54 人、年利用回数が 6,397 回になると見込みました。

表：認知症対応型通所介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	51	54	54
必要量（回）	6,076	6,438	6,397

③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、当該事業所に登録した 15 名程度の方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供していきます。

サービス必要量については、平成 21 年度から平成 23 年度においては利用者が 25 人と見込みました。

表：小規模多機能型居宅介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	25	25	25

④認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、中程度の認知症がある方を対象に、9 人程度の少人数で共同生活を行い、その中で食事、入浴、排泄の援助や機能訓練などのサービスを行います。

サービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 49 人、平成 23 年度においては利用者が 63 人になると見込みました。

表：認知症対応型共同生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	49	54	63

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 30 人未満の有料老人ホーム等において、要介護者を対象に入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話等のサービスを提供します。

平成 21 年度から平成 23 年度までのサービス必要量は見込みません。

表：地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	0	0	0

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 30 人未満の施設において、要介護者を対象に入浴、排泄、食事などの介護や離床、着替え、整容などの日常生活の世話、相談及び療養上の世話等のサービスを行ないます。

サービス必要量については、平成 23 年度においては利用者が 9 人になると見込みました。

表：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	0	0	9

(3) 施設サービス

国は、平成 26 年度において介護施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設及び居住系サービス利用者の割合を要介護 2 から要介護 5 の認定者に対して 37%以下としています。また、介護施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設利用者のうち要介護 4 以上の割合を 70%以上と設定しています。

なお、介護療養型医療施設の再編成に伴い、介護老人保健施設への転換を図ってまいります。

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 290 人、平成 23 年度においては利用者が 298 人になると見込みました。

表：介護老人福祉施設のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	290	294	298

②介護老人保健施設

介護老人保健施設のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 230 人、平成 23 年度においては利用者が 264 人になると見込みました。

表：介護老人保健施設のサービス必要量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	230	234	264

③介護療養型医療施設

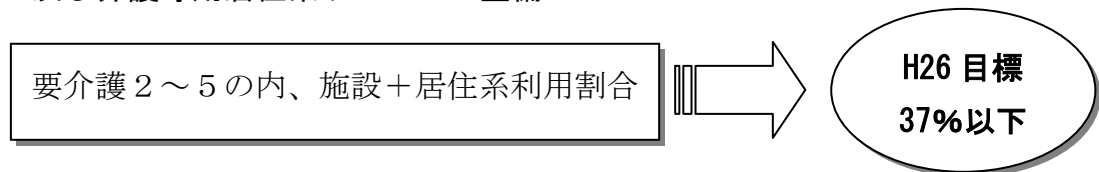
介護療養型医療施設のサービス必要量については、平成 21 年度においては利用者が 20 人、平成 23 年度においても利用者が 20 人になると見込みました。

表：介護療養型医療施設のサービス必要量

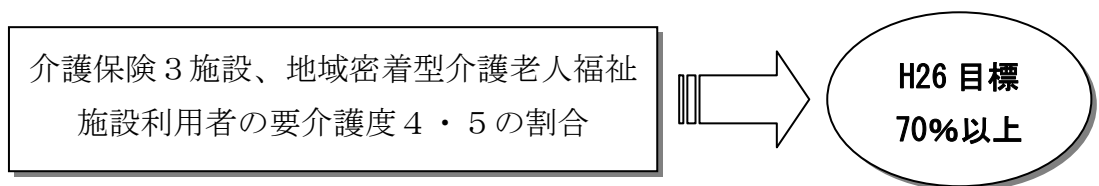
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	20	20	20

国では、平成 26 年度に以下のような目標数値を示しています。

①施設サービス（介護保険 3 施設＋地域密着型介護老人福祉施設） 及び介護専用居住系サービスの整備



②介護保険 3 施設と地域密着型介護老人福祉施設利用者の重度者への 重点化



本市では、国の目標値を踏まえ、平成 26 年度の利用者を 786 人と見込みました。

表：施設サービス及び介護専用居住系サービスの推計 (単位：人)

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①要介護 2 以上	1,423	1,485	1,526	1,618	1,689	1,764	1,832	1,917	1,997
②利用者の合計 ③+④	546	558	587	604	617	669	723	723	723
割合②÷①	38.4 %	37.6 %	38.5 %	37.3 %	36.5 %	37.9 %	39.5 %	37.7 %	36.2 %
③介護保険 3 施設＋ 地域密着型介護老 人福祉施設	489	499	532	540	548	591	641	641	641
内 訳	介護老人福祉施設	239	247	281	290	294	298	298	298
	介護老人保健施設	198	208	226	230	234	264	314	314
	介護療養型医療 施設	52	44	25	20	20	20		
	地域密着型介護 老人福祉施設	-	-	-	-	-	9	29	29
④認知症対応型共同 生活介護＋特定施 設入居者生活介護	57	59	55	64	69	78	82	82	82
内 訳	認知症対応型 共同生活介護	47	45	40	49	54	63	67	67
	特定施設入居者 生活介護 (専用型)	10	14	15	15	15	15	15	15

表：目標値に含まれない居住系サービスの推計 (単位：人)

⑤介護予防認知 症対応型共同 生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥特定施設入居 者生活介護 (混合型)	28	44	51	55	59	63	63	63	63

表：施設サービス及び居住系サービスの推計 (単位：人)

⑦施設サービス 及び居住系サ ービス利用者 数②+⑤+⑥	574	602	638	659	676	732	786	786	786
---------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(混合型)は、国の示す目標値に含まれません。

また、介護保険3施設と地域密着型介護老人福祉施設の要介護4・5の利用者は、平成26年度に451人を見込みました。

表：介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の要介護4以上の推計

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
⑧要介護4・5の利用者(人)	298	304	301	320	329	372	431	444	451
⑨要介護4・5の利用者の割合	60.9	60.9	56.6	59.3	60.0	62.9	67.2	69.3	70.4
⑧÷③ (%)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

施設利用者数のうち、計画期間中(21年度～23年度)の各年度利用者数は、次のとおりです。

表：介護保険3施設及び居住系サービスの推計

(単位：人)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
①要介護2以上		1,618	1,689	1,764
②利用者の合計③+④		604	617	669
割合		37.33%	36.53%	37.93%
③介護保険3施設+地域密着型介護老人福祉施設		540	548	591
内 訳	介護老人福祉施設	290	294	298
	介護老人保健施設	230	234	[A] 264
	介護療養型医療施設	20	20	20
	地域密着型介護老人福祉施設	-	-	[B] 9
④認知症対応型共同生活介護+特定施設入居者生活介護		64	69	78
内 訳	認知症対応型共同生活介護	49	[C] 54	[C] 63
	特定施設入居者生活介護	15	15	15

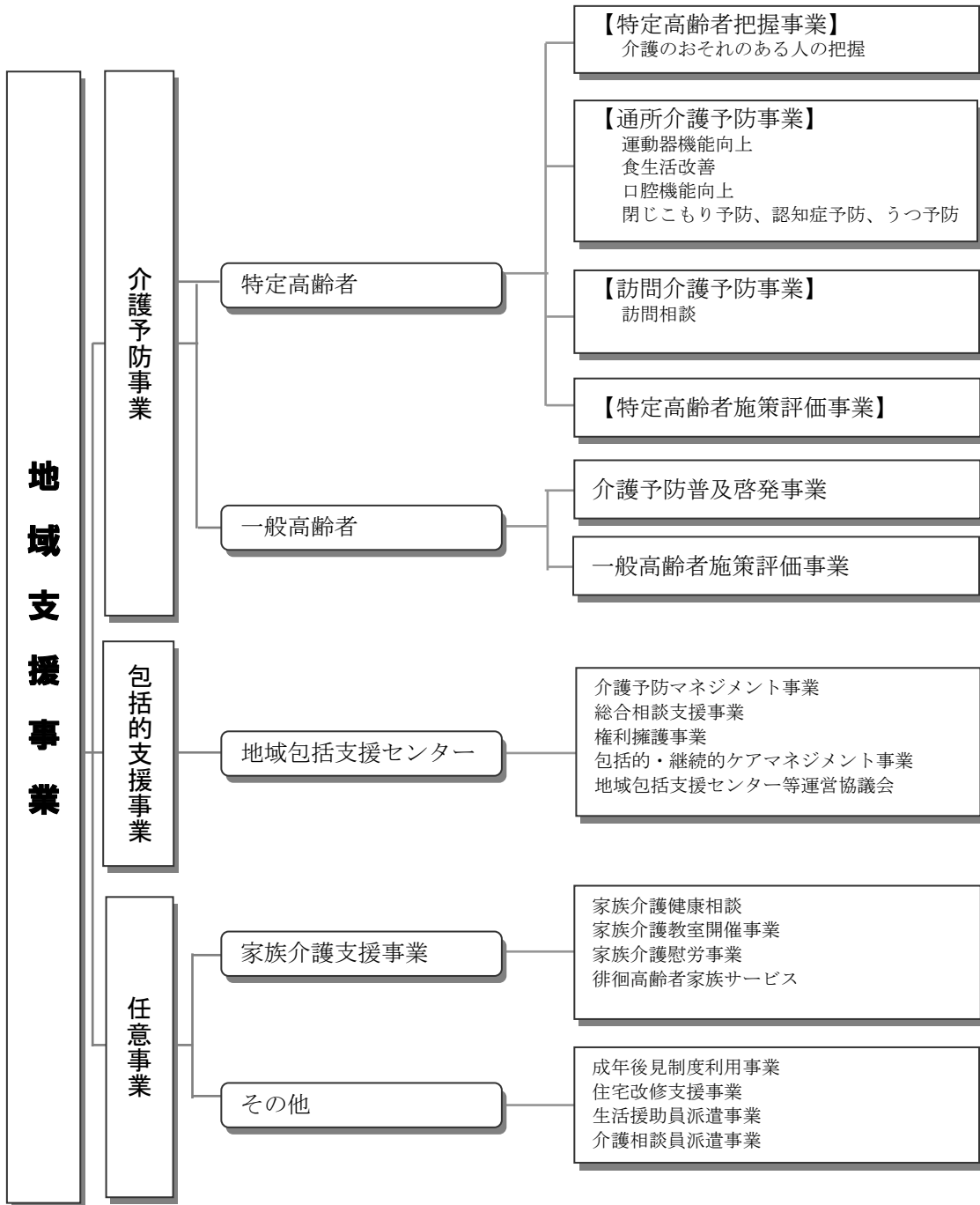
- [A] 定員100人の施設整備で、そのうち80%が江南市民の利用とします。年度中の利用月数を4ヶ月として給付額を見込み、利用人数は年度通算では30人と見込みました。
- [B] 定員29人の施設整備で、年度中の利用月数を4ヶ月として給付額を見込み、利用人数は年度通算では9人と見込みました。
- [C] 定員9人の施設整備で、年度中の利用月数を6ヶ月として給付額を見込み、利用人数は、年度通算では5人と見込みました。

第6章 地域支援事業

1 地域支援事業の実施方針

高齢者や家族に対する総合的な相談、支援及び高齢者の虐待の早期発見や防止を含む権利擁護に関する事業などを行うため地域支援事業が創設されました。要支援、要介護のおそれの高い方に対し、心身の状態の改善のみでなく、生活機能全体の向上を図り健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう事業の実施に取り組みます。また、対象者が介護予防プログラムへ自らが積極的に参加し、介護予防できるよう支援していきます。

介護予防事業や権利擁護に関する事業などを地域において一体的、包括的に担う中核拠点としての地域包括支援センターにおいては、保健師等、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが高齢者の方の自立保持ができるよう身体的、精神的、社会的機能向上をめざして、市、医療機関、介護予防事業者等と連携し介護予防を推進していきます。



2 介護予防事業

保健・医療・福祉等が連携し、要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者（以下「特定高齢者」という。）に市が生活機能評価事業を実施し、特定高齢者に選定した者に対し、地域包括支援センターが、各種の介護予防サービスの提供につなげていきます。

また、元気な高齢者（以下「一般高齢者」という。）には、自主的な介護予防の研修等の支援を行っていきます。特定高齢者、一般高齢者に行った介護予防サービスの効果についての評価を行っています。

（1）特定高齢者施策

要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者の方を対象に、機能低下を防ぐための運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上を図る教室等のサービスを提供していきます。

①特定高齢者把握事業

■介護のおそれのある人の把握

事業内容

健康診断の折やその他の関係機関と連携して、要支援、要介護状態になるおそれの高いと考えられる方を把握し、介護予防事業につなげ支援していきます。

②通所介護予防事業

■運動器機能向上

事業内容

筋力向上を図る必要のある方を対象に理学療法士、柔道整復士、保健師等が筋力トレーニング、日常生活訓練を行い生活の機能向上を支援します。事業の実施については、保健センター、介護予防事業者等で実施していきます。

■食生活改善

事業内容

低栄養で改善の必要のある方を対象に、管理栄養士が食事摂取量調査などに基づき低栄養を防ぐ指導を行います。事業の実施については、保健センター、介護予防事業者等で実施していきます。

■口腔機能向上

事業内容

口腔機能が低下し、日常生活に支障をきたしている方を対象に、歯科衛生士が義歯の手入れや誤嚥を防ぐ体操、摂取機能等の訓練を行い口腔機能向上を支援していきます。

事業の実施については、保健センター、介護予防事業者等で実施していきます。

■閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防

事業内容

閉じこもり、認知症、うつ病になるおそれのある方に対し、運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上等の各種の事業と組み合わせて実施していきます。

表：通所介護予防事業実施目標値

(単位：回)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保健センター実施の介護予防教室	85	110	134

③訪問介護予防事業

要支援、要介護のおそれの高い方に対し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が適宜訪問をして指導を行います。また、サービスの指導効果について評価していきます。

■訪問相談

事業内容

保健師が閉じこもり、認知症、うつ予防のための訪問指導、管理栄養士による低栄養改善の訪問指導、歯科衛生士による口腔衛生、誤嚥等の訪問指導を行っていきます。

表：訪問介護予防事業実施目標値

(単位：回)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問相談事業 〔保健師、管理栄養士、 歯科衛生士による訪問〕	84	101	121

④特定高齢者施策評価事業

生活機能向上に対するサービスを受けた結果、一定の基準による運動機能、栄養改善、口腔機能の評価及び対象者の達成感・自己効果感が得られたかなど評価していきます。

(2) 一般高齢者施策

65 歳以上の高齢者の方を対象に、介護予防や認知症予防などに関する知識の習得ができるような研修等を行っていきます。また、その知識の認識度、普及啓発を評価していきます。

①介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及するために、運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上等の講座やパンフレットの配布等を行い自主的に健康増進し介護予防ができるよう支援を行っていきます。

②一般高齢者施策評価事業

介護予防、認知症の知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法の事業に関する情報について、積極的に普及啓発が行えているか等、介護に関する意識につながったかどうかを評価していきます。

3 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター

介護予防マネジメントや高齢者家族に対する総合的な相談、支援などを行うための機関として市内3か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターでは、保健師等による介護予防のマネジメント、社会福祉士による総合的な相談、権利擁護事業、主任ケアマネジャーによるケアマネジャーからの問題困難事例等の相談に応じ、高齢者の生活の安定、健康増進のために必要な援助、支援を包括的・継続的に市と連携しながら実施していきます。

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域包括支援センター設置数	3か所	3か所	3か所

(2) 支援事業

地域包括支援センターでの事業内容は、予防給付と介護予防事業のマネジメントや各種相談、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護、認知症相談などの窓口、地域のネットワークづくりを行っていきます。

①介護予防マネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上するために、保健師等が中心となり、アセスメント、介護予防プランの作成、事業評価を実施していきます。

②総合相談支援事業

地域の高齢者を対象に、社会福祉士が中心となり、介護保険サービスのみでなく、社会資源を駆使したネットワークを構築して、初期相談の対応や継続的・専門的な相談支援を行っていきます。

また、だれもが認知症について正しい知識を持ち地域で認知症の方や家族を支える手だてを知り、尊厳ある暮らしができるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの育成に努めます。

③権利擁護事業

成年後見人制度、悪徳商法などの高齢者の権利擁護の相談窓口となり、また、高齢者虐待（疑い）のある方についても必要な方には、関係機関と連携しながら対応していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク運営会議と連携しながら実施していきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーに対し、電話相談、問題困難事例については必要に応じて検討会議を開催しており、また、ケアマネジャーの自主的な研修会に参加し助言等を行なっていきます。

（３）地域包括支援センター等運営協議会

地域包括支援センターの運営の中立性・公平性を確保するため地域包括支援センター等運営協議会を設置しています。

運営協議会は、被保険者、介護保険事業者や関係団体により構成し、事務局を市に設けその運営にあたっていきます。

4 任意事業

(1) 家族介護支援事業

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の支援を行っていきます。

①家族介護健康相談

介護する家族に対し、健康管理、健康増進に関する生活指導を保健センターや地域包括支援センターで実施していきます。

②家族介護教室開催事業

家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識、技術を習得するため介護教室を開催していきます。

③家族介護慰労事業

介護保険の要介護認定を受けた方が一定期間介護保険のサービスを利用しなかった場合、介護している家族の方へ慰労金を支給していきます。

④徘徊高齢者家族サービス

徘徊のある高齢者が行方不明になったとき、少しでも早く発見し安全に保護できるよう、現在位置を特定し、介護者に通報する位置検索システム専用端末機を貸与する支援サービスを実施していきます。

(2) その他事業

①成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行っていきます。

②住宅改修支援事業

住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の作成費を助成していきます。

表：住宅改修支援事業必要量

(単位：件)

実施目標	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅改修支援事業	50	50	50

③生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮したケア付の高齢者向け集合住宅で生活している方に対し、生活援助員が生活指導・相談、緊急時の対応等を支援していきます。

④介護相談員派遣事業

各施設等に介護相談員を派遣し介護保険の利用者の苦情、不満を聞きサービスが適切に行われるよう支援していきます。

5 保健、医療、福祉との連携

要支援、要介護のおそれの高い方などが、将来、要介護状態にならないよう、介護予防や生活支援の観点から、介護ニーズの共有化を目指して、保健、医療、福祉の連携をより密接にして支援策に取り組んでいかなければなりません。また、すでに要介護状態にある方については、介護保険のサービスとの関連において保健、福祉サービスの効果的な利用を促進していく必要があります。

今後も、市、地域包括支援センターを中心として、介護情報システムの構築を図り、保健、医療、福祉の連携による地域包括支援ネットワークづくりを推進します。特に、認知症の方は関係機関と連携して対応にあたるとともに、認知症に対する理解の啓発などに努めます。

第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策

1 居宅サービス見込量の確保策

利用の増加が見込まれる通所介護、通所リハビリテーション、訪問看護については、1人あたりの利用回数の増加を見込みましたが、計画期間における居宅サービスは、各サービスとも必要量に対して十分なサービスが提供されるものと見込んでいます。

2 地域密着型サービス見込量の確保策

地域密着型サービスの必要量確保のために、サービス提供事業者の積極的な参入を働きかけていきます。

認知症対応型通所介護は、現在、認知型の通所介護として4施設、定員44人で実施されていますので、平成21年度については定員44人で利用者53人を見込みました。

小規模多機能型居宅介護は、平成20年2月に1施設開設しました。平成21年度から23年度まで、各年度定員25人を登録し利用者を25人を見込んでおり、サービス提供体制を整えられるよう働きかけます。

3 施設サービス見込量の確保策

平成20年度の施設サービス利用者の見込数は532人で、そのうち介護老人福祉施設は281人です。依然として施設入所待機者の多い現状から計画期間中に地域密着型介護老人福祉施設及び居住系サービスの整備を図る必要があります。

平成26年度では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設及び居住系サービスである認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者の割合を要介護2以上の者に対し36.2%を見込み、723人の目標値を設定しました。

平成21年度の利用者数は居住系サービスを含む659人を見込みました。平成22年度は676人を見込み、認知症対応型共同生活介護1ユニット定員9人

の施設整備を検討します。また、平成 23 年度は 782 人を見込み介護老人保健施設定員 80 人、認知症対応型共同生活介護 1 ユニット定員 9 人、地域密着型介護老人福祉施設では定員 29 人の施設整備を検討します。

施設整備については、尾張北部福祉圏域での調整や尾張北部医療圏保健医療計画との整合を図る必要があることから、地域の動向を把握し広域的な観点から施設サービスの見込量の確保に努めます。また、地域密着型の施設整備にあたっては日常生活圏域でのサービス見込量の確保に努めます。

4 地域支援事業見込量の確保策

地域支援事業の実施にあたっては、中核となる 3 か所の地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員体制で高齢者や家族に対する総合的な相談、支援、高齢者の権利擁護などの事業に取り組み高齢者が活動的に生活できるように支援します。

介護予防事業については、保健センターやサービス事業者などが介護予防を行っていきます。また、一般高齢者を対象とした教室など、幅広くサービスが提供できるような体制の整備に努めます。

5 サービスを提供する人材の確保

市は介護保険の保険者として、サービス提供事業者が適正な職員配置で事業運営を行い、サービスが適正に提供できるよう努めます。

また、事業者が人材を容易に確保できるよう、有資格・技能者の就業を促すとともに、新たな人材の就労推進のため、家庭等への PR や介護に関係する人材ニーズを把握するなど求人に関する動向を把握し、収集した情報を市民、事業者双方に提供していきます。

介護支援専門員については、介護保険制度のなかで重要な位置にあることから、年 1 回行われる介護支援専門員の受験案内を市広報で周知し、資格取得の支援をします。また、十分な資質をもつ人材が確保されるよう事業者に対して要請していきます。

広域的な観点からサービスを提供する人材の確保を考えることはもとより、市民参加の視点から、地域に根ざした介護サービスの担い手として期待される、NPO や市民組織の活動に対する支援策についても検討します。

6 サービス利用を容易にするための方策

(1) 居宅介護支援事業者の参入促進

現在、介護予防居宅介護サービスは3か所の地域包括支援センターが行い、居宅介護支援サービスは市内の12業者が提供しています。

要介護状態になった方が、サービスを利用したいときに迅速に対応でき、利用者の自立支援に向けたサービス利用ができるよう、今後も居宅介護支援のサービス量を確保するため居宅介護支援事業者の参入促進を図ります。

(2) 事業者間の連携への支援

事業者間の連携組織として発足した、尾北地区介護サービス事業者連絡会の活動を支援するとともに、介護サービス計画作成において、介護保険と保健・医療・福祉の総合的な情報交換ができるよう、事業者間および地域包括支援センター等の関係機関との連携を支援していきます。

現在、本市においては、市内で活動しているケアマネジャーの方々でつくる「江南ケアマネクラブ」が活動していますが、今後も居宅介護支援事業者とサービス提供事業者との連携など、事業者間の連携強化に向け情報提供などの支援に努めます。

社会福祉・医療事業団が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム「WAM NET(ワムネット)」については、国が提供する情報やサービス提供事業者の参入状況、利用状況を手軽に入手することができるため、事業者間の連携に向けた有効活用を働きかけていきます。

(3) 相談体制、情報提供の充実

介護保険制度の利用にあたっては、介護保険で利用できるサービスの種類、内容やサービス利用までの手続き、利用者負担などに関する各種制度、さらには保健、医療、福祉との連携などに関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

現在は、要介護認定結果の通知にあわせて必要な情報の提供を行っています。今後は、利用者が適切にサービスを選択することができるよう全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容等の情報の公表が義務付けられます。

また、相談窓口については、地域包括支援センターと連携を図るとともに、居宅介護支援事業者や医療機関など、多様な窓口においても十分な相談対応、情報提供ができるよう、関係機関に協力を要請していきます。

特に、サービス利用等における苦情については、サービスを受ける側の権利擁護の観点からも迅速かつ適切な対応が必要です。そのため、身近な窓口として市の担当での対応能力の向上を図るとともに、県や国民健康保険団体連合会、さらには事業者や市民組織などと連携して、苦情に対する総合的な相談、処理体制づくりを進めます。

さらに、ひとり暮らしや障害がある方などで、自由に相談機関や情報にふれる機会に乏しい方に対しては、民生委員などと連携し、十分な対応を図るよう努めるとともに、判断能力が十分でない方で制度に関する手続き等において、家族による代理や援助が期待できない場合については、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を図ります。

(4) 広報の充実

介護保険各制度の周知の手段としては、広報「こうなん」が中心となりますが、「介護保険ガイドブック」の有効活用を図るとともに、市ホームページの活用により最新の情報をより速く提供していきます。

介護保険事業の運営状況などに関しては、引き続き江南市高齢者総合対策懇談会へ諮り、点検・評価を行うとともに、介護保険に関することや介護予防を含めた情報を提供する講演会などを開催していきます。

(5) サービス利用者への支援

介護保険制度が始まって以来、本市においては、訪問介護を利用される方で一定の要件に該当する方について利用者負担の軽減を図ってきました。

訪問介護サービス利用者負担軽減については、サービスの利用促進を図るため、当面は市独自の軽減制度の実施を検討していきます。

また、社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護や介護老人福祉施設などのサービスを利用する場合、一定の要件に該当する方については利用者負担が4分の1が軽減されます。軽減額の一部を社会福祉法人に補助していますが、引き続きこの事業を実施していきます。

7 サービスの質の確保・向上への取組

介護保険制度の改正があり、情報開示が標準化され、全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する公表が義務付けられています。また、事業者の指定更新制や介護支援専門員の資格更新制などが実施されサービスの確保とともに、サービスの質の維持、向上が図られています。

本市では、介護給付適正化事業として、介護給付費通知、ケアプランチェックなどを実施していきます。また、サービス利用現場での相談や苦情に対応するため、介護相談員制度を効果的に活用しサービスの質的な向上に努めます。

認知症高齢者グループホームについては、第三者による評価が義務づけられており、このシステムが適正に運用されるよう市としても事業者への指導に努めます。また、サービス評価については、介護保険サービス全体としてのシステムづくりを検討していきます。

サービス利用に伴う事故等については、保険者並びにサービス提供事業者の所在市町村への報告が義務付けられていますが、保険者として市は、サービス提供事業者に対し、運営基準等の遵守やサービスの安全性の確認について指導していきます。

また、介護保険施設については、身体拘束廃止の徹底を図る必要があることから、広報紙などでの啓発に努めます。

8 地域密着型サービスの適正運営

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域包括支援センター等運営協議会を設置しています。

運営協議会は、地域密着型サービスの指定などについて、意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価などを行います。

第 8 章 介護保険事業費の見込

1 サービス費用の見込額

第 1 号被保険者の保険料は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の保険給付費の見込額などから算出します。この保険給付費の基になる計画期間中の介護保険事業費を見込みます。

表：介護予防サービス給付額の見込（介護予防）

（単位：円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
1. 居宅サービス				
介護予防訪問介護	43,982,232	46,247,256	48,186,528	138,416,016
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	863,040	1,056,441	1,222,611	3,142,092
介護予防訪問 リハビリテーション	1,804,510	2,112,414	2,112,414	6,029,338
介護予防通所介護	73,454,388	77,083,272	80,220,168	230,757,828
介護予防 通所リハビリテーション	31,013,136	33,011,604	33,902,544	97,927,284
介護予防 短期入所サービス	5,351,064	5,985,560	5,985,560	17,322,184
短期入所生活介護	5,087,472	5,721,968	5,721,968	16,531,408
短期入所療養介護	263,592	263,592	263,592	790,776
介護予防福祉用具 貸与	11,209,320	11,660,736	12,204,372	35,074,428
介護予防 居宅療養管理指導	725,513	770,996	812,346	2,308,855
介護予防特定施設 入居者生活介護	5,398,728	5,398,728	5,398,728	16,196,184
①小計 A	173,801,931	183,327,007	190,045,271	547,174,209
特定介護予防福祉用具 販売 B	3,500,000	3,750,000	4,000,000	11,250,000
介護予防住宅改修 C	12,600,000	13,650,000	14,700,000	40,950,000
介護予防支援 D	25,024,800	26,248,080	27,419,280	78,692,160
②小計 (A+B+C+D)	214,926,731	226,975,087	236,164,551	678,066,369
2. 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応 型通所介護	358,272	358,272	358,272	1,074,816
介護予防小規模多機 能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応 型共同生活介護	0	0	0	0
③小計 E	358,272	358,272	358,272	1,074,816

表：介護サービス給付額の見込

(単位：円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
1. 居宅サービス				
訪問介護	261,957,479	275,380,450	279,026,239	816,364,168
訪問入浴介護	44,279,455	46,187,460	45,869,645	136,336,560
訪問看護	44,051,674	46,734,192	45,274,788	136,060,654
訪問リハビリ テーション	12,276,141	12,898,367	12,878,225	38,052,733
通所介護	511,096,807	537,822,470	553,452,215	1,602,371,492
通所リハビリ テーション	278,638,737	294,587,547	303,159,555	876,385,839
短期入所サービ ス	201,504,713	212,853,573	216,770,651	631,128,937
短期入所 生活介護	178,164,737	186,698,133	191,356,883	556,219,753
短期入所 療養介護	23,339,976	26,155,440	25,413,768	74,909,184
福祉用具貸与	105,311,100	110,849,112	111,545,532	327,705,744
居宅療養管理指導	8,172,825	8,677,682	8,994,559	25,845,066
特定施設入居者 生活介護	145,957,668	155,355,480	163,912,896	465,226,044
①小計 a	1,613,246,599	1,701,346,333	1,740,884,305	5,055,477,237
特定介護予防福祉 用具販売 b	6,600,000	6,900,000	7,200,000	20,700,000
住宅改修 c	16,800,000	17,850,000	18,900,000	53,550,000
居宅介護支援 d	143,648,184	150,887,580	155,134,212	449,669,976
②小計 (a+b+c+d)	1,780,294,783	1,876,983,913	1,922,118,517	5,579,397,213
2. 地域密着型サービス				
夜間対応型訪問 介護	0	0	0	0
認知症対応型通 所介護	66,457,908	70,527,978	69,634,050	206,619,936
小規模多機能型 居宅介護	56,047,140	56,047,140	56,047,140	168,141,420
認知症対応型 共同生活介護	145,113,648	159,977,628	179,897,970	484,989,246
地域密着型特定施 設入居者生活介護	0	0	0	0
③小計 e	267,618,696	286,552,746	305,579,160	859,750,602
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護 f	0	0	8,984,244	8,984,244
④小計 (e + f)	267,618,696	286,552,746	314,563,404	868,734,846

表：介護サービス給付額の見込

(単位：円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
3. 施設サービス				
介護老人福祉施設	816,351,120	828,800,460	840,734,796	2,485,886,376
介護老人保健施設	702,041,880	714,878,280	763,376,940	2,180,297,100
介護療養型医療施設	85,810,644	85,810,644	85,810,644	257,431,932
⑤小計 g	1,604,203,644	1,629,489,384	1,689,922,380	4,923,615,408

表：その他のサービス給付額の見込

(単位：円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
1 高額介護サービス費の支給 h	65,460,000	70,298,400	74,265,600	210,024,000
2 審査支払手数料 i	4,778,640	4,921,920	5,118,720	14,819,280
3 特定入所者介護サービス費の支給 j	185,610,000	193,467,600	201,111,600	580,189,200

〈 給付額の算出例 〉

訪問介護（平成 21 年度）

年間利用回数

×

1 回あたり
平均利用給付額

=

給付額

⋮	年間利用回数	1 回あたり利用単位数	サービス費用
要支援 1	1,140 回	18,598 円	21,201,720 円
要介護 5	8,543 回	6,098 円	52,095,214 円
計	61,167 回		305,939,711 円

介護老人福祉施設（平成 21 年度）

利用者数

×

1 回あたり
平均利用給付額

=

給付額

⋮	利用者数	1 人月あたり利用単位数	サービス費用
要介護 1	2 人	197,342 円	4,736,208 円
要介護 5	78 人	257,005 円	240,556,680 円
計	290 人		816,351,120 円

2 保険給付費の見込額

P. 105 から P. 107 の介護予防及び介護サービス給付額の見込額を集計したものが、下表の保険給付費見込額となります。

表：保険給付費見込額

(単位：円)

区 分			平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	合 計
1	居宅サービス給付費	A+a	1,787,048,530	1,884,673,340	1,930,929,575	5,602,651,446
2	特定福祉用具販売費の支給	B+b	10,100,000	10,650,000	11,200,000	31,950,000
3	住宅改修費の支給	C+c	29,400,000	31,500,000	33,600,000	94,500,000
4	居宅介護支援・介護予防支援	D+d	168,672,984	177,135,660	182,553,492	528,362,136
5	居宅サービス給付費計	1+2+3+4	1,995,221,514	2,103,959,000	2,158,283,068	6,257,463,582
6	地域密着型サービス給付費	E+e	267,976,968	286,911,018	305,937,432	860,825,418
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護給付費	F	0	0	8,984,244	8,984,244
8	地域密着型サービス給付費合計	6+7	267,976,968	286,911,018	314,921,676	869,809,662
9	施設サービス給付費	g	1,604,203,644	1,629,489,384	1,689,922,380	4,923,615,408
10	総給付費見込額	5+8+9	3,867,402,126	4,020,359,402	4,163,127,124	12,050,888,652
11	高額介護サービス費の支給	h	65,460,000	70,298,400	74,265,600	210,024,000
12	審査支払手数料	i	4,778,640	4,921,920	5,118,720	14,819,280
13	特定入所者介護サービス費の支給	j	185,610,000	193,467,600	201,111,600	580,189,200
14	標準給付費見込額	10+11+12+13	4,123,250,766	4,289,047,322	4,443,623,044	12,855,921,132

被

3 地域支援事業費の見込額

地域支援事業は、介護予防に関する事業の実施状況や介護保険の運営状況などを踏まえて、政令で定められた上限額の範囲内で実施します。

地域支援事業費は、保険給付費見込額に対して、平成 21 年度には 2.99%、平成 22 年度には 2.97%、平成 23 年度には 2.97%を見込みます。

表：介護サービス費用額の見込

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
地域支援事業	金額（千円）	123,231	127,116	131,638	
	保険給付費見込額に対する割合（%）	2.99	2.97	2.97	
内 訳	介護予防事業	金額（千円）	62,280	65,695	69,037
		保険給付費見込額に対する割合（%）	1.51	1.53	1.56
	包括的支援事業及び任意事業	金額（千円）	60,951	61,421	62,601
		保険給付費見込額に対する割合（%）	1.48	1.43	1.41

注）保険給付費見込額は、標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた額です。

4 介護保険の財政

(1) 保険給付費

保険給付費の半分は国、県、市で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

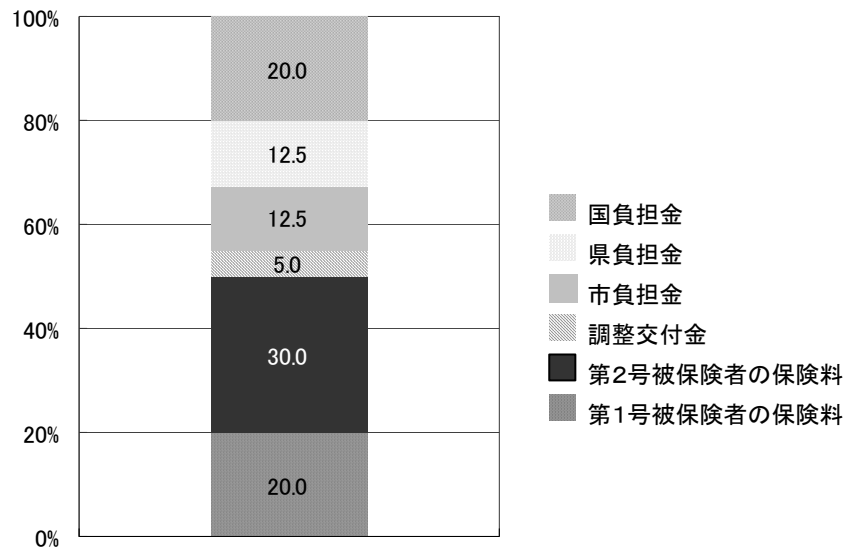
第1号被保険者の保険料(20.0%) 第2号被保険者の保険料(30.0%)

国負担金(20.0%) 県負担金(12.5%) 市負担金[一般会計繰入金](12.5%)

調整交付金(5.0%)

なお、施設サービス給付費等に対する国、県の負担金は、国負担金(15.0%)、県負担金(17.5%)です。

図：保険給付費の財政



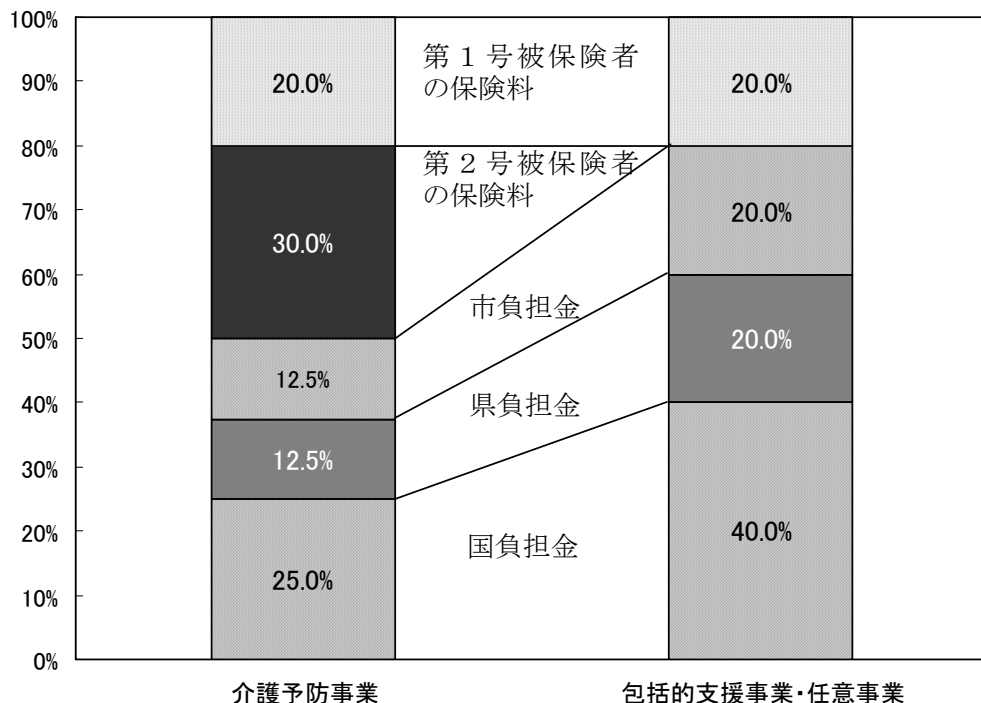
注) 調整交付金は、75歳以上の高齢者や所得が低い高齢者が多い市町村で、65歳以上の方の保険料(第1号被保険者の保険料)が高くなりすぎないように調整するために国が交付するものです。その率は平均5%ですが、本市は1.1%となります。それに伴い、第1号被保険者の保険料の割合は、23.9(平均20.0%)になります。

(2) 地域支援事業費

介護予防事業は、半分を国、県、市で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、80%を国、県、市で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

図：地域支援事業費の財政



5 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準月額

「2 保険給付費の見込額」と「3 地域支援事業費の見込額」を基に第1号被保険者の保険料基準月額を3,676円と算出しました。

各年度ごとの所得段階別の割合は、次のとおりです。

表：保険料の所得段階別割合（基準額に対する割合）

所得段階	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	0.50	0.50	0.50
第2段階	0.50	0.50	0.50
第3段階	0.75	0.75	0.75
第4段階	/		
「合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下」の方	0.83	0.83	0.83
それ以外の方	1.00	1.00	1.00
第5段階	1.16	1.16	1.16
第6段階	1.25	1.25	1.25
第7段階	1.50	1.50	1.50
第8段階	1.75	1.75	1.75

所得段階別の対象者は、次のとおりです。

表：所得段階別対象者

所得段階	対 象
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税を課税されていない世帯に属し、老齢福祉年金を受けている方 ・ 生活保護を受けている方
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税を課税されていない世帯に属し、第 2 段階以外の方
第 4 段階 (基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方。 ただし、「合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下」の方と、それ以外の方。
第 5 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 125 万円未満の方
第 6 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方
第 7 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方
第 8 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 300 万円以上の方

(2) 保険料の納め方

特別徴収は、年 6 回の年金支払い月に天引きします。

普通徴収の納期は、条例で定めることになっており、本市においては 10 期とします。

(3) 保険料の減免

所得の低い方の保険料負担を軽減するため、一定の方を対象に保険料の減免を実施していきます。

第9章 保健・福祉事業の推進

1 保健・福祉事業の実施方針

福祉サービスで実施していた事業が制度改正により、介護保険制度の中の地域支援事業に移行したサービスがあります。

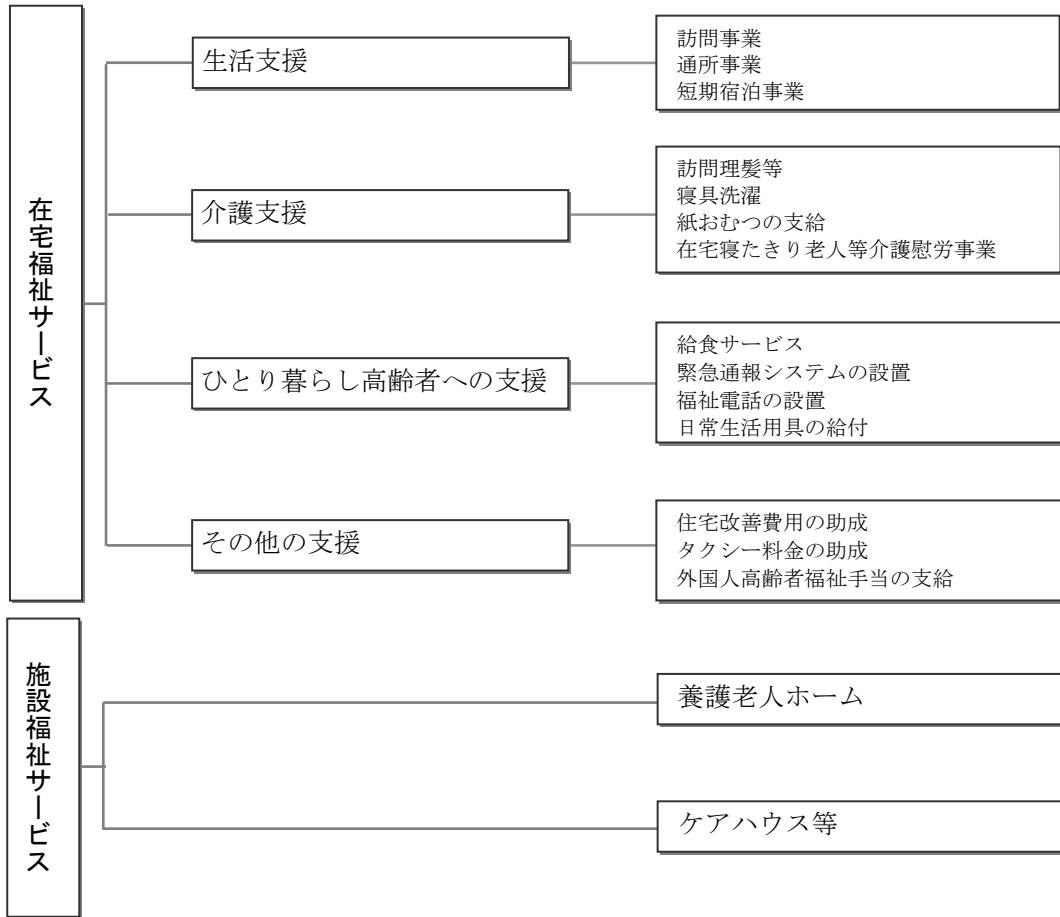
福祉サービスは、要介護認定において自立(非該当)と判定された方など介護保険対象外の方で、日常生活を営むのに何らかの支障がある方、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の支援のための事業を実施していきます。

また、要介護認定を受けた方に対しても、介護を受けて生活していくうえでの家族介護事業などの支援事業を実施していきます。

老人保健法が平成20年3月末で廃止されましたが、65歳以上の高齢者の方に対する保健サービスとの連携は、「健康日本21 こうなん計画」に基づき、健康診査等で、生活習慣病等の早期発見や生活機能評価事業との兼ね合いのなかで、指導の必要な方には生活改善の助言を行い介護予防に努めていきます。

また、介護予防特定高齢者の対象者には、介護予防サービスの利用を促していきます。

図 福祉サービス事業の体系



2 福祉サービス

(1) 在宅福祉サービス

① 生活支援事業

在宅福祉サービスのうち、介護保険の要介護認定を申請したが「自立（非該当）」と判定された高齢者の方を中心に実施していきます。

サービスの提供にあたっては、利用者の方に費用の一部を負担していただきます。

ア. 生活支援訪問事業

生活支援訪問事業は、「自立(非該当)」と判定されたが、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方などで援助を必要とされる方を対象に、ホームヘルパーを派遣し、生活支援を行っていきます。

イ. 生活支援通所事業

生活支援通所事業は、「自立(非該当)」と判定された方や、体が弱く家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、週1回程度通所によって食事や入浴のお世話、健康チェックなどのサービスを提供していきます。

ウ. 生活支援短期宿泊事業

生活支援短期宿泊事業は、「自立（非該当）」と判定された方や、日常生活に不安のある高齢者の方を対象に、日ごろお世話している家族の方が病気、出産、事故や冠婚葬祭などでお世話が困難になったときに1週間程度入所していただき、生活習慣の指導や支援を行っていきます。

② その他の在宅福祉サービス

ア. 介護を必要とする方へのサービス

介護保険制度の利用促進を図りつつ、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、訪問理髪等、寝具洗濯、紙おむつの支給を福祉サービスとして実施していきます。

また、重度の要介護状態と認定された方を毎日介護している介護者の方に対しては、在宅寝たきり老人等介護慰労事業を実施していきます。

イ. ひとり暮らしの方などへのサービス

ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方は、毎日の生活に何かと不安を抱え、家事などにおいても不自由を感じておられる方が多くみえます。また、家に閉じこもりがちになることにより要介護状態に陥る危険性が高くなります。このような方々の不安を取り除き、毎日安心して暮らせるよう、地域支援事業や生活支援事業を実施していくほか、給食サービス、緊急通報システムの設置、福祉電話の設置、日常生活用具の給付を福祉サービスとして実施していきます。

ウ. その他のサービス

高齢者の日常生活を容易にするため、住宅改善費用の助成やタクシー料金の一部を助成していきます。

また、国民年金に加入できなかった外国人高齢者の方に手当を支給していきます。

(2) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

現在、養護老人ホームは市内1施設で入所定員は50人です。

環境上や経済的な理由により家庭での生活が困難な方が入所し自立した生活ができるよう支援していく施設です。入所は市による措置の決定に基づき行っていきます。

今後は、運営などについて民間事業者との連携を図っていきます。

② ケアハウス

市内には2施設のケアハウスがあり、定員は50人と70人です。

ケアハウスは、家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが困難な方が入所する施設で、介護が必要になった場合は、訪問介護などの介護サービスが受けられます。

今後は、運営などについては民間事業者との連携を図っていきます。

3 保健事業

保健事業については、生活習慣病の改善による生活習慣病の予防や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした「健康日本21 こうなん計画」に基づき行なっていきます。

その中で、ライフステージごとに、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯の健康、生活習慣病などに分類して事業を実施していきます。

今後は、健康教育、健康相談、訪問指導などを保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが、医療機関や各関係機関と連携しながら高齢者の心身に関すること、口腔機能に関することなどの保健指導を行なっていきます。

健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施していきます。

4 サービス利用を容易にするための方策

(1) サービスを提供する人材の確保

介護認定を受けていない方に対しては、地域支援事業、市の保健、福祉サービスのほか地域の団体によるサービスも必要であり、本市においても会員制でサービス提供を行う団体が活動しています。

今後も、市民の地域福祉などへの関心が一層高まることが予想されることから、社会福祉協議会や生涯学習活動と連携しながら保健、福祉に関する学習の機会を増やすとともに、教室などへの参加者が地域の保健、福祉の担い手として活動できるような体制づくりに努めます。また、ボランティア的な団体、NPO法人や地域の自主的な市民組織の活動に対する支援をしていきます。

(2) 相談体制、情報提供の充実

市の相談、情報提供の窓口としては、市役所の担当や、地域においてきめ細かな対応を図るため、地域包括支援センターで各専門職種が相談に応じていきます。また、社会福祉協議会には地域福祉サービスセンターを設置しています。

情報提供の媒体としては、広報「こうなん」が中心になりますが、独自に作成しているシルバーガイドブックの有効活用を図るとともに、市ホームページの活用により最新の情報をより速く提供していきます。

また、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどと連携し、これら団体の機関紙を活用するなど幅広い情報提供に努めます。

さらには、高齢者の心をより豊かなものとするため、常に地域が高齢者の生活に関心を寄せ、地域の動向をお知らせすることなど、人と人との温かいつながりを保つことが重要であることから、「ふれあい(愛)」の心を大切にする市民意識の醸成に努めます。

(3) 市民組織等の活用

福祉サービスを利用しやすくするためには、市民組織との連携により、高齢者に対して必要な情報を発信したり、各種活動への参画を促していくことが重要です。

民生委員、老人クラブ、区・町内会、社会福祉協議会ボランティアセンターなどと連携し、介護保険制度や福祉サービスの周知を図るとともに、これらの方が地域におけるよき相談者として、さらには、地域と行政とのパイプ役として活動してもらえるよう協力を要請していきます。

また、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者など、福祉サービスの利用に関して情報を持たない人も気軽にサービスを利用できるよう、隣人や市民組織が自発的に手を差し伸べるあたたかい地域づくりに向けて、市民意識の醸成に努めます。

さらには、高齢であっても福祉を支える立場で地域社会に参加できるような場づくりに努めます。

5 保健、医療、福祉の連携

(1) 地域包括支援ネットワークにおける連携

地域支援事業における特定高齢者などが、要介護状態にならないよう介護予防や生活支援の観点からの支援策に取り組むとともに、要介護状態にある方に対しては、介護保険のサービスの利用や保健福祉サービスを効果的に利用することにより、安心した在宅生活を送ることができる支援が必要です。

また、特定高齢者の把握や介護保険サービスを利用しない方に対する見守りなどの支援策及び介護等で困っている家族への支援が必要です。

市や地域包括支援センターが中心となり、保健、医療、福祉関係者を始め、介護保険サービス関係者等による地域包括支援ネットワークの形成を進めます。

また、介護保険におけるサービス提供事業者や介護支援専門員の指導支援についてもサービス事業者連絡会議との連携を図っていきます。

(2) 高齢者虐待ネットワークにおける連携

高齢者が尊厳を保ち、暮らしていくために平成18年4月から「高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。市や地域包括支援センターが中心となって深刻化する高齢者の虐待を早期対応・発見に努め、迅速かつ適切な対応を行うため、高齢者虐待（疑い）連絡会や高齢者虐待ネットワーク会議を開催し本人及び養護する家族等へ支援していきます。

また、問題解決に向けて法的な専門家を含め各関係機関と連携しながら進めていきます。

(3) 医療機関、薬局との連携

高齢者が健康を維持したり、安心して暮らして行くために、身近にある地域の医療機関や薬局が果たす役割は大きいものがあります。

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会や病院のケースワーカーとの連携に努めていきます。

(4) 保健所との連携

保健所では、地域における健康づくり、精神保健福祉対策、難病対策、感染症予防などに関する事業を行っています。これらの事業と相互補完し合いながら、より幅の広い保健福祉施策を展開することが重要です。

在宅で療養中の高齢者及びその家族への健康支援について、保健所の保健医療福祉サービス調整推進会議等を通じて意見交換をするとともに、連携の強化に努めていきます。

(5) 介護サービス計画作成における保健、医療、福祉の連携

介護保険における介護予防サービス計画、介護サービス計画の作成については、自立に向けて、対象者の心身機能のアセスメントと、介護保険以外のサービス利用も考慮した総合的な計画の作成が必要です。

介護予防居宅介護支援事業者、居宅介護支援事業者の介護サービス計画作成において、保健、医療、福祉の総合的な情報の把握に向けて連携を図ります。

(6) その他関係機関との連携

高齢者の日常生活をより豊かなものとするために、ふれあいと支え合いのある地域社会をつくることや、暮らしの基盤である住宅を、高齢者の生活に応じて改修することなどが必要となってきます。

住宅改修等への支援を行う福祉住環境コーディネーターについては、商工会議所が検定試験を行うなど保健、医療、福祉分野との連携をし、保健、医療、福祉の一層の充実に向けて関係するそれぞれの機関相互の連携を図っていきます。

6 関係団体との連携

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、活動の拠点が老人福祉センターに立地していることを生かし、地域の高齢者福祉の機能をさらに高めるとともに、障害者や母子・父子家庭等に対する様々な福祉活動とも連携して、地域福祉の中核としての役割を果たすよう連携していきます。

また、保健、福祉への理解向上、介護のマンパワー確保に向けた支援を行うとともに、福祉ボランティア登録者の増加とボランティアセンターの機能を強化するための支援を行います。

さらに、在宅の援護を必要とする高齢者や障害者またその介護者等に対し、個々のニーズに合った適切なサービスが提供できるよう地域福祉サービスセンターの運営について連携を図っていきます。

(2) 民間サービス事業者

本市は保険者としてサービス量の確保を図り、サービスの質的向上のための指導を行うとともに、保健、福祉サービスの実施主体としても、民間サービス事業者と連携し、サービス量の確保及びサービスの質の維持を図ります。

また、市が保健、福祉サービスを民間サービス事業者に委託して実施していく場合などについては、利用者などの情報を民間サービス事業者に提供していくことが必要になることもあることから、個人情報保護に十分留意しつつ連携を図っていきます。

(3) 福祉ボランティア団体、市民組織、区・町内会

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体など、地域のボランティア団体で高齢者に対する福祉活動を行う団体や保健センターを中心に活動する健康づくりグループについて、積極的な支援を図っていきます。

また、市民が自主的な活動として行う福祉活動や、区・町内会が地域において行う福祉活動について支援に努めるとともに、男性の参加や男女が共同して高齢者介護に参画するよう支援していきます。

(4) 老人クラブ

老人クラブは、会員が自らの生きがいのため、レクリエーション活動や、社会奉仕活動、さらには健康増進活動などを行っています。

現在、老人クラブが行っている会員のねたきりの方に対する友愛訪問については、今後も継続されるよう、また自主的な福祉活動が拡大していくよう支援していきます。

(5) 民生委員

民生委員は、地域福祉の中心的役割を担っています。同じ地域の住民として、ひとり暮らしの高齢者の安否確認や情報伝達など、日常生活のなかできめ細かな対応を図ることができます。

地域における福祉活動を充実するために、民生委員の活動について積極的に支援していきます。

第 10 章 高齢者の生きがいつくりの推進

1 生きがい対策事業の推進

(1) 老人クラブ

① 現状

本市では、全市的に地域単位で老人クラブが結成されており、平成 20 年 4 月 1 日現在では 90 クラブ、会員 6,612 人となっています。老人クラブは、概ね 60 歳以上の方が加入することができますが、現状では加入率が 23.9%程度となっています。

老人クラブ活動では、友愛活動、環境美化活動、高齢者相互支援、啓発事業などに対して、愛知県老人クラブ連合会からの助成があるほか、市からも助成金を出して活動を支援しています。

② 今後の方針

高齢者が社会との接点を持ち、孤独感や不安感の解消、新しい生きがいの発見につながる機会として老人クラブが発展するよう、魅力ある組織として高齢者が自主的に運営できるよう支援に努めます。

ア. 老人クラブの加入促進

時代に応じた活動内容の充実や、高齢者の老人クラブへの加入促進を支援します。

イ. 老人クラブへの支援の充実

生きがいの探求や社会奉仕など、地域に寄与する活動を展開し、魅力ある組織として発展するよう、老人クラブが活発な活動ができるよう支援します。

(2) 高齢者教室

① 現状

本市では、高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者教室を毎年開催しています。

平成 19 年度には、地域ごとに 5 つの教室で延べ 55 回開催し、延べ 10,433 人の参加がありました。

教室の開催にあたっては、高齢者の興味や関心を持続させるよう、講話のほか、実技や見学、鑑賞など幅広い学習内容で開催するよう努めています。また、運営に関しては、企画立案から実際の教室の運営までかなりの部分が自主的に行われています。

② 今後の方針

健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりをテーマとして、さらに多くの方が参加できるように、対象者を 60 歳以上とし、学習内容の充実や教室の自主的運営の推進に努めます。

ア. 学習内容の充実

余暇を有意義に過ごすための学習を始め、時代の変化に対応した学習など、幅広い学習への興味、関心を持ち自ら学ぶ喜びを感じることができるよう、学習内容の充実を図ります。

イ. 高齢者による自主的運営の推進

企画立案から運営まで高齢者の手による教室づくりを一層推進し、生涯学習活動との連携を図りつつ、高齢者の多様な能力を教室の運営に生かします。

ウ. 高齢者の社会活動の促進

高齢者教室への参加とともに、高齢者の豊富な経験を生かし、その知識、技術を発揮できるように、講座指導者としても、その活用を促進します。

(3) 高齢者のスポーツ活動

① 現状

高齢者が心豊かで健康な生活を送るためには、身体を動かすことは不可欠であり、そのため高齢者の年齢、体力に応じて気軽に参加できる軽スポーツの普及を図っています。

地域の自主的なスポーツ活動に関しては、各小学校区を単位として、軽スポーツを中心に「コミュニティ・スポーツ祭」を開催しています。

また、児童から高齢者まで、誰もが気軽に参加でき、楽に体験できる軽スポーツ教室を各小学校区で開催し、身近にスポーツを楽しむ機会の拡大を図っています。

② 今後の方針

高齢者一人ひとりが、体力や健康状態に合わせて楽しみながらできる軽スポーツの普及と参加の機会づくりに努めます。

ア. 身近なスポーツ活動の場の確保

スポーツ活動をより身近なものとするために、地域の学校体育施設の利用促進を図るとともに、身近でスポーツのできる場所の確保に努めます。

イ. 高齢者が参加できる機会づくり

高齢者のスポーツ活動の普及に向けて指導者の養成を行うとともに、ゲートボール、グラウンド・ゴルフのほか、パークゴルフ、ディスクゴルフなどのスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、高齢者が家族や地域住民とふれあいながら軽スポーツが楽しめるよう、地域に根ざしたスポーツ活動を推進するとともに、高齢者が容易に参加できるスポーツ環境づくりを図ります。

(4) 生きがい対策推進事業の充実

① 現状

現在は、老人クラブが行う学習活動、小学校の総合学習への参加、高齢者スポーツ大会などの各種活動に対し、生きがい対策推進事業として支援を行っています。

高齢者スポーツ大会においては、老人クラブ員はもとより保育園児や幼稚園児の参加を得て交流を図っています。

また、多年にわたり社会に貢献された高齢者の方の長寿をお祝いするため、敬老会や結婚50年のお祝い式、さらには100歳を迎えられた方への百寿章の贈呈を行っています。

② 今後の方針

高齢者の文化、スポーツ活動や生活伝承文化、生活技術など的高齢者のもつ様々な経験を、世代間の交流に生かせるよう活動の拡大を図るなど生きがい対策を支援します。

ア. 交流活動の促進

高齢者が中心となって実施する文化、児童生徒との文化交流、スポーツ活動を通じて、世代間交流の支援に努めます。

イ. 高齢者の経験を生かせる事業の推進

高齢者が有する豊かな生活経験や伝承文化、暮らしの技術などを後世に伝えて行けるような事業の支援に努めます。

ウ. 老人クラブ活動の参加推進

市が行う事業のなかで、老人クラブが参加できる場を拡大し、活動の活発化を自主的にできるよう支援します。

(5) 高齢者の活動、憩いの場の確保

① 現状

老人福祉センターや布袋ふれあい会館は、生きがい活動の場として利用されているとともに、入浴施設の開放やカラオケの利用、ふれあいサロンの開催など高齢者の憩い、交流の場としても利用されています。

平成 20 年度から民営化した養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」では、納涼祭りや運動会など地域と福祉施設の合同行事やゲートボールに施設内の広場を開放するなど、地域との交流を図っています。

公園や緑地については、市民の身近な憩い、レクリエーションの場として計画的に整備しています。また、農業や自然とのふれあいの場としての市民菜園については、現在 34 か所、924 区画が整備されており、これらは高齢者の健康や生きがいづくりの場としても活用されています。

② 今後の方針

身近な地域における高齢者の活動の場、憩いの場を確保するとともに、既存の施設を活用した周辺地域との交流活動を図れるよう支援します。

ア. 高齢者の活動、憩いの場の利用促進

高齢者の活動の場、憩いの場としての老人福祉センターや布袋ふれあい会館については、利用者の要望を反映させ利用の促進を図ります。

イ. 地域施設の有効活用

各地域における身近な高齢者の活動の場、交流の場を確保するため、地域の公共施設の有効活用を推進するとともに、民間の空き施設の有効活用についても検討します。

ウ. 福祉施設と周辺地域との交流促進

福祉施設が地域のなかの施設として運営できるよう、諸行事や広場を開放するなど、地域との一層の交流に努めます。

エ. 公園、緑地などの整備

高齢者の身近な憩いやレクリエーションの場として、公園、緑地などの整備を計画的に進めるとともに、ふれあいの場としての活用に努めます。

2 就労対策の推進

(1) 再就職と雇用対策

① 現状

少子高齢化の急速な進展により、労働人口の減少が懸念されていますが、現下の景気後退の深刻化により、雇用機会が減退傾向にあることから、高齢者に対する雇用環境も厳しい状況にあります。

こうした中、豊かな経験を生かして、老後も働きたいという意欲を持つ高齢者は確実に増加しています。

江南市地域職業相談室（江南ワーキングステーション）では、犬山公共職業安定所の窓口の一部として、55歳以上の高年齢者も対象に雇用相談に応じています。

また、求職者のための希望にあった雇用機会の確保をするため、求人情報自己検索機を導入し、リアルタイムでの求人情報を提供することで高齢者の就職機会の拡大にも貢献しています。

② 今後の方針

労働意欲をもつ高齢者が、豊かな知識、技術、経験などの長所を生かし、希望する条件で就職できるよう、高齢者の再就職に関する環境づくりと雇用対策を推進します。

ア. 高齢者の再就職に向けた環境づくりの推進

65歳までの安定した雇用を確保するための改正高年齢者雇用安定法が施行されることや、高年齢者への給付金制度、事業主への雇用確保奨励金など、法の周知と制度の活用の啓発に努め、高齢者の就労への環境づくりを図ります。

イ. 高齢者の職業に関する相談体制の整備

犬山公共職業安定所、地域職業相談室との連携を密にし、雇用の場の拡充に努めます。

(2) 生きがい就労（シルバー人材センター）への支援

① 現状

シルバー人材センターでは、60歳以上の方を対象として、長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。

会員数は平成20年4月現在では477人で、会員拡大に向けてPRに努めています。

また、活動の充実に向けて研修活動を実施するとともに、就業中の事故防止のための研修を実施するなど会員の安全確保に努めています。

② 今後の方針

シルバー人材センターのPRに努め、社会的ニーズと多様化する高齢者の希望に沿った生きがい就労の支援を図ります。また、新たな職種の充実を進めるとともに、登録者が積極的に参加できるよう支援します。

ア. 市委託業務の拡大

生きがい就労の支援のため、高齢者の能力、技能などへ委託が可能なものは積極的な発注に努めます。

イ. PR活動に対する支援

市民、事業所に対する制度及び業務発注のPRに努めます。また、自主事業や職種を充実するため、会員募集や各種研修の推進を支援します。

ウ. 安全就労対策の強化

会員の健康管理、福利厚生等の推進及び就業中や就業途上の事故発生を未然に防止するための安全就労の推進を図るよう支援します。

第 11 章 だれもが暮らしやすいまちづくり

1 住環境づくり

① 現状

高齢者が長く在宅での生活を維持していくためには、身体機能の低下などに対応でき、安全に生活できる住環境が整っていることが必要です。

住宅がこれらに対応していない状況でも、要介護状態となった場合には、介護保険の住宅改修費支給制度を利用することができますが、要介護状態になる前の予防としての改修が必要になる場合もあります。

本市では、介護保険以外に在宅で生活するうえで介護や支援が必要な高齢者の方を対象に、福祉サービスとして住宅改善助成を行っています。

また、住宅の改修や高齢者の方との同居を目的とした新築、増改築のための融資制度としては、社会福祉協議会の生活福祉資金などがあります。

市営住宅や県営住宅については、1階アプローチのスロープ化や室内の段差解消などの対応を行っています。また、県営松竹住宅については、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）が32戸整備されており、26世帯30人が入居しています。

② 今後の方針

高齢者の身体的機能の低下に配慮した住宅環境の整備により、高齢者の居宅での生活の安定を図ります。

ア. 高齢者住宅改善事業の推進

介護保険や福祉サービスとしての住宅改善助成制度については、より利用しやすい制度にしていくとともに、住宅改修に関する点検商法等のトラブルを未然防止するための情報提供に努めます。

イ. 高齢者用住宅関連資金融資制度の周知

社会福祉協議会の生活福祉資金（住宅資金）、江南市総合くらし資金（住宅改善資金）などの高齢者同居住宅、二世帯住宅の取得に対する住宅建設促進資金の融資制度のPRに努めます。

ウ. 増改築相談員等の活用

住宅改修については専門的な知識が必要なことから、相談、助言や住宅改修助成に関する手続きにおいて、リフォームヘルパー、増改築相談員や福祉住環境コーディネーターなどのより効果的な活用を図ります。

エ. 高齢者向け住宅の供給

既設の公営住宅などの改造による高齢者対応を働きかけるとともに、民間事業者の住宅建設にあたってはバリアフリー化を一層促進するなど、高齢者の居住に適した住宅の確保や環境整備に努めます。また、グループホームなど、高齢者が共同で生活できる住宅の整備方策について検討します。

2 地域環境の整備

(1) 地域コミュニティの形成

① 現状

市内の各地域では、ごみ問題、防災などを中心に自主的な活動が行われています。こうした自主的な活動が、高齢者の問題を始め介護、福祉の面にも広がっていくことが必要です。

地域における活動の場の整備については、地区集会所の建設に対する助成制度を設け支援しています。

② 今後の方針

高齢者が経験や能力を生かして活躍できる社会参加の機会や、役割のある社会をめざし、地域コミュニティの形成を支援します。

ア. コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するために、地域リーダー養成に努めコミュニティ組織の自主運営に向けた支援を行います。

イ. コミュニティ活動施設の有効活用

コミュニティ活動の場として、中央コミュニティセンター、学習等供用施設などの有効活用を図ります。

(2) 高齢者の住みよいまちづくり

① 現状

高齢者の社会参加の活発化や行動範囲の拡大が一層進むことから、高齢者にやさしいまちづくりが求められています。

本市では、安全性に配慮したまちづくりのための福祉環境整備基準である「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を策定し、順次その実現に努めています。

道路交通の安全確保については、高齢者のみならずだれもが安全に通行できるよう、交差点の改良、歩道段差の改善や各地区との連携により、道路反射鏡、道路照明灯など交通安全施設の整備を進めています。また、交通安全キャンペーンの実施や、高齢者事故の多い地区の老人クラブと協力し、交通教室を開催して、交通事故防止に努めています。

さらに、公共施設間の交通の確保を図るため、コミュニティ・タクシー「いこまいCAR（定期便）」を平成16年10月から本格運行しており、平成19年10月からは利用予約により、利用者宅から市内の目的地まで運んでくれる「いこまいCAR（予約便）」の運行が始まりました。これらは高齢者の移動手段としても活用されています。

また、鉄道施設及びバスの車体や停留所などにユニバーサルデザインを導入するよう関係機関へ要望しています。

② 今後の方針

高齢者が、住み慣れた地域社会において安全に行動でき、自由に社会参加できる社会基盤の整備を推進します。

ア. 道路整備と交通安全対策

高齢者が安心して利用できる道路の整備に向けて「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」の実現に努めます。個別の危険箇所については状況把握に努め、計画的に整備を進めます。交通安全対策については、関係機関と緊密に連携し、道路反射鏡、道路照明など交通安全施設を設置します。

また、高齢者の交通事故が増加している現状から各地区老人クラブに交通安全教室の開催を呼びかけ交通安全意識の高揚に努めます。

イ. バリアフリー化の推進

「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に基づき公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、民間施設についても協力を要請していきます。

ウ. 高齢者の交通手段の確保

高齢者が安全に円滑に行動できるよう、「いこまいCAR」定期便及び予約便の利用を促進し、市域における高齢者の交通手段の確保を図ります。

(3) 防犯、防火対策

① 現状

防犯活動については、江南防犯協会連合会を主体として推進しています。

しかし、コミュニティの弱体化に伴い、地域の防犯機能が低下してきている中で、住民による地域安全パトロール隊が組織され自主防犯活動が行なわれてきています。また、ひったくりや振り込め詐欺など高齢者を対象とした各種の犯罪などが多発していることから、これらへの啓発活動を進めています。

防火活動については、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し防火診断、指導を実施しています。また一般世帯に対しても、きめ細かな防火指導の徹底を図り火災の予防に努めています。

② 今後の方針

高齢者が安心して生活できるよう、地域社会や関係機関と連携し、防犯活動や火災予防に努めます。

ア. 防犯活動の推進

高齢者を狙った引ったくりや振込め詐欺などの被害に遭わないように、江南防犯協会連合会などと連携して意識の啓発・対処方法などに関する情報提供や新たに組織される地域安全パトロール隊への資器材支援に努めます。

イ. 火災予防の推進

防火診断、防火指導を推進するとともに、住宅用火災警報器及び消火器の設置、また、防災用品の使用の促進、広報活動による防火意識の高揚を図ります。

(4) 防災対策

① 現状

ひとり暮らしや要介護状態にある高齢者など、援護を必要とする高齢者が年々増加しており、災害発生時に対応能力の弱い高齢者の安全確保について、地域全体で防災対策を図る必要があります。

地域防災体制については、建物耐震化促進計画を定め、「豊かで明るく住みよい江南」を目指し安心して安全な街づくりを進めています。また、災害発生時に地域ぐるみで高齢者の安全確保を図るための情報伝達、援助などの体制について定めた江南市災害時要援護者支援体制マニュアルの作成により、自主防災訓練時に隣人間の協力による高齢者の安全確保について啓発しています。

高齢者自身の災害対応能力の向上については、各種団体の訓練時に応急手当や応急担架の作製技術の取得、防災機器の取り扱い、防災知識の向上を図っています。また、老人クラブなどの防火教室で、ひとり暮らしの高齢者との信頼関係の強化をお願いしています。

老人福祉施設については、安全設備の整備を要請するとともに、防災訓練の実施において連携を図っています。

② 今後の方針

災害時要援護者である高齢者の安全確保体制強化に向けて、防災関係機関や自主防災組織などと連携し、一体となって防災対策に努めます。

ア. 地域防災体制の強化

耐震改修促進計画に基づき、地震災害に備えるとともに、自主防災組織などと連携し、災害発生時に地域ぐるみで高齢者の安全確保を図るための情報伝達、援助などの体制づくりを支援します。

イ. 高齢者の災害対応能力の向上

高齢者が自らの災害対応能力を高められるよう、家具の転倒防止対策の推進や普及、訓練などを実施するとともに、高齢者と民生委員、老人クラブ、ボランティアなどが相互に支援しあえるよう信頼関係づくりを支援します。

ウ. 老人福祉施設等の災害対策の推進

老人福祉施設などの防災訓練の実施と、地域の協力関係の樹立に努めます。